

(平成 24 年 7 月作成)

一般社団・財団法人の設立及び公益社団・財団法人の 認定・運営の手引き

滋賀県総務部総務課

《法令等の表記》

法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
法人法施行規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）
認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
認定法施行令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）
認定法施行規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
公益認定等ガイドライン	公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会）
留意事項	移行認定又は移行認可の申請に当って定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について （平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会）

根拠法令の条数等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記しています。

〈例〉〇〇〇法第 1 条第 2 項第 3 号 ⇒ 〇〇〇法 § 1 II ③

(注) この手引きは、平成 24 年 7 月 18 日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

第1章 一般社団・財団法人の設立について	1
1. 一般社団・財団法人とは	1
2. 一般社団・財団法人の設立手続について	2
一般社団法人の設立手続	2
一般財団法人の設立手続	4
3. 法人格取得のメリット	5
4. 一般社団法人と一般財団法人との違い	6
一般社団・財団法人の機関・ガバナンス	6
5. 任意団体等から一般社団・財団法人への事業譲渡について	7
6. 定款の記載例について	8
定款の記載例	
(1) 一般社団法人の場合（非営利性が徹底された法人）	10
(2) 一般財団法人の場合（非営利性が徹底された法人）	32
第2章 公益社団・財団法人の認定について	56
1. 申請から認定までの流れ	56
2. 申請先の行政庁	56
3. 公益認定基準及び欠格事由	57
公益認定基準	57
欠格事由	58
(参考) 法令運用に関するガイドライン等	58
4. 公益認定基準の解説	
○ 法人の目的・事業の性質・内容に関するもの	
公益目的事業を行うことが主たる目的であること	59
公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること	61
法人の関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと	61
社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと	62
公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	62

○ 法人の財務に関するもの（財務3基準）	
公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（収支相償）	63
（参考）指定正味財産を活用した会計処理と公益認定基準について	64
公益目的事業比率（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること	67
遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること	69
○ 法人の機関に関するもの	
同一の親族及び同一団体関係者がそれぞれ理事又は監事の3分の1を超えないこと	71
一定の基準（負債が50億円以上等）を満たす場合に会計監査人を設置していること	72
役員報酬等が不当に高額とならないような支給基準を定めていること	72
社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること	74
○ 法人の財産に関するもの	
他の団体の意思決定に関与可能な財産（株式等）を過半数保有していないこと	75
公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること	75
公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に贈与する旨の定款の定めがあること	76
清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること	76
第3章 公益社団・財団法人の運営について	77
1. 公益社団・財団法人への寄附に関する税制支援	77
公益社団・財団法人への寄附に関する寄附金税制優遇について	77
・法人（民間企業等）からの寄附の場合	77
・個人からの寄附の場合	78
滋賀県における個人県民税の取扱い	78
税制優遇制度が適用されるタイミングについて	78
所得税の税額控除制度について	79
2. 定期提出書類の作成・提出・備え置きについて	81
3. 公益法人会計基準について	82
貸借対照表	83
貸借対照表内訳表	84
財務諸表の科目	85

正味財産増減計算書	87
正味財産増減計算書内訳書	88
財務諸表の科目	89
財務諸表に対する注記	93
附属明細書	97
財産目録	98

よくある誤解への回答

【質問①】当法人は、設立間もない新設法人であるため、過去の活動実績がありません。このような法人でも公益認定を受けることは可能でしょうか。	
また、申請書の記載の際に注意した方が良い点があれば、教えてください。	100
【質問②】公益社団・財団法人になった後に取消処分を受けると、法人のほとんどの財産が没収されてしまうのですか。	100
【質問③】公益認定の審査は、ハードルが高かったり、長期間を要したりするのですか。また、少しでも不備があれば、いきなり不認定になってしまうのですか。	102
【質問④】事業規模が小さかったり、全県民を対象とするような事業にしないと公益認定が受けられないのですか。	102
【質問⑤】公益社団・財団法人になると、行政庁からの監督を受け、法人の運営が厳しくチェックされるのですか。また、公益認定基準を満たさない年があると、いきなり取消処分になるのですか。	103
【質問⑥】申請書類が難しく、しかも作成する量が多いのではないですか。また、移行後、毎年、定期報告を作成するのが大変ではないですか。	103
申請書（様式）の入手方法	104
【参考資料】民間非営利活動を行う団体が一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）を選択するに当たって参考となる事項	105
表1 一般社団法人（公益社団法人）及び一般財団法人（公益財団法人）とNPO法人（認定NPO法人）の主な比較	107
表2 一般社団法人（公益社団法人）及び一般財団法人（公益財団法人）とNPO法人（認定NPO法人）の滋賀県における主な課税の取扱いについて	110

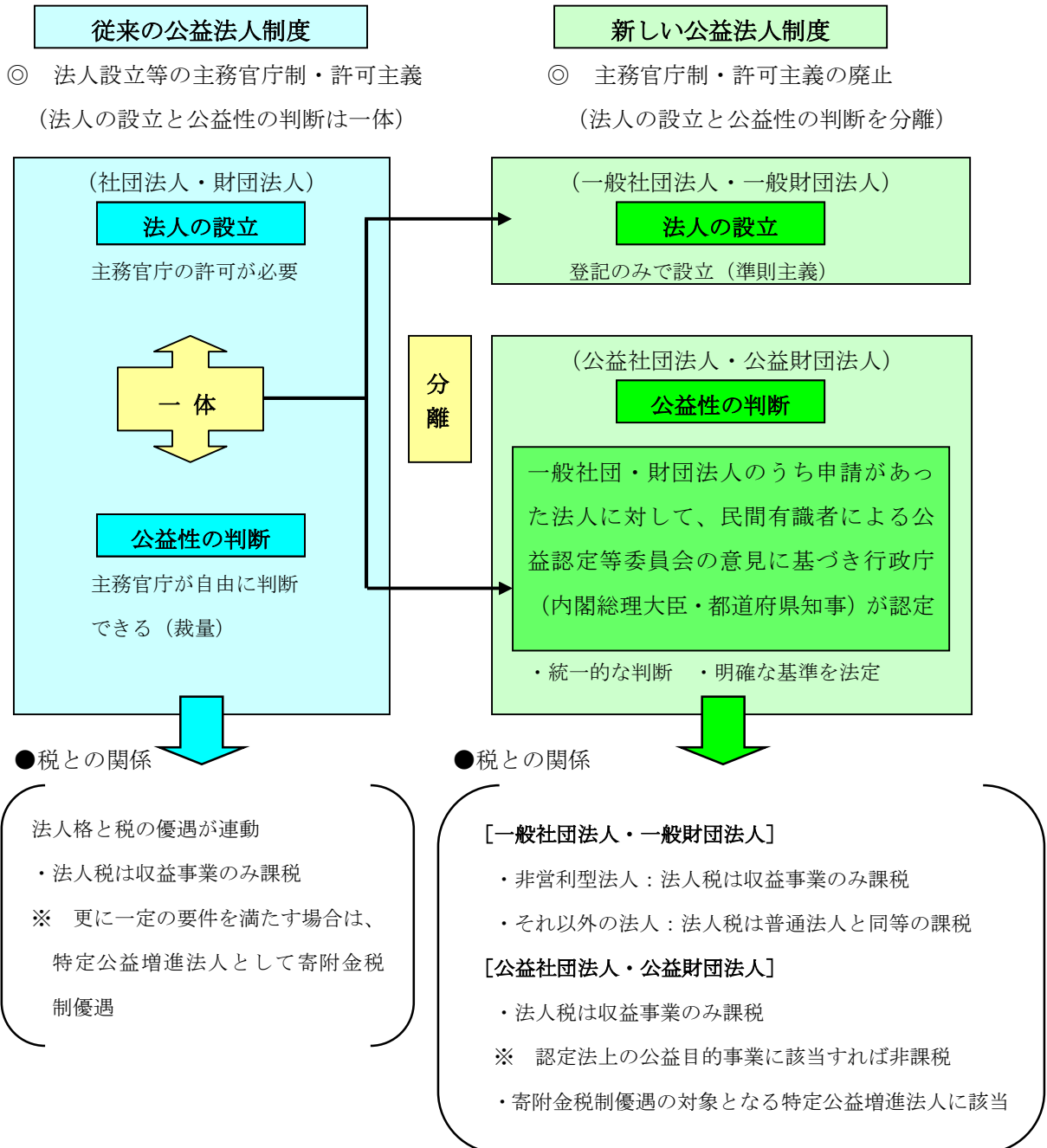
第1章 一般社団・財団法人の設立について

1. 一般社団・財団法人とは

平成20年12月1日に新しい公益法人制度が施行されたことにより、剰余金の分配を目的としない社団・財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる制度が創設されました。

この準則主義（登記）により設立された社団又は財団が一般社団法人又は一般財団法人になります。

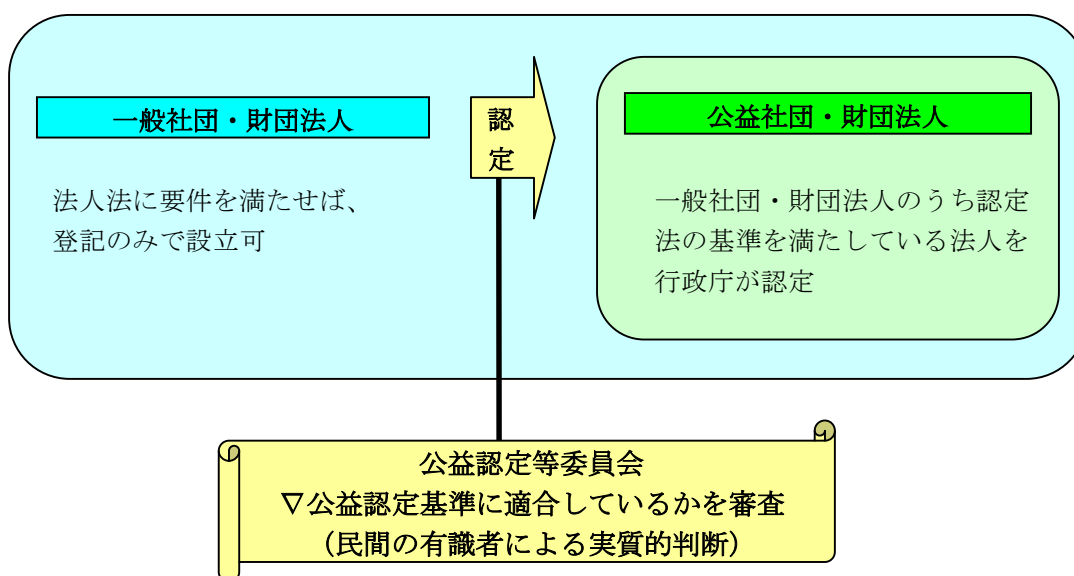
なお、旧民法による社団・財団法人及び旧中間法人法に基づく中間法人から移行した法人も一般社団・財団法人になります。



2. 一般社団・財団法人の設立手続について

一般社団・財団法人については、設立の登記をすることによって成立します。

主な設立手続については、以下のとおりですが、公益認定申請をして公益社団・財団法人になるためには、まず、法人法に基づいて、一般社団・財団法人を設立する必要があります。



一般社団法人の設立手続	
主な手続	留意事項
<p>① 設立時社員 一般社団法人を設立するには、設立時社員が共同して定款を作成しなければなりません（法人法 § 10）。「共同して」とは、2名以上の意味であり、その員数に上限はありません。</p> <p>② 定款の作成 定款には、設立時社員全員の署名又は記名押印が必要です（法人法 § 10 I）。</p>	<p>※ 設立後に社員が1人だけになっても、その一般社団法人は解散しませんが、社員が欠けた場合（0人となった場合）には、解散することになります。</p> <p>※ 法人も一般社団法人の社員になることができますが、法人の従たる事務所の性質を有する支店、支部、営業所等は、一般社団法人の社員になることはできません。</p> <p>※ 公益認定申請に添付する定款は、認定法に適合させるための機関（理事会）の設置等のほか、公益認定基準に適合させる必要があります。（8頁参照）。</p>

一般社団法人の設立手続	
主な手続	留意事項
<p>③ 公証人による認証 定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じません（法人法 § 13）。</p> <p>④ 設立時役員等の選任 理事は必置機関であり（法人法 § 60 I）、定款で設立時理事を定めておくのが通例ですが、定款で定めなかったときは、公証人による定款認証後遅滞なく、設立時社員が設立時理事を選任しなければなりません（法人法 § 15 I）。また、監事設置一般社団法人又は会計監査人設置一般社団法人である場合には、それぞれ設立時監事（法人法 § 15 II ①）、設立時会計監査人（法人法 § 15 II ②）を選任する必要があります。</p> <p>⑤ 設立手続の調査 設立時理事（監事を置く一般社団法人にあつては設立時理事及び設立時監事）は、選任後遅滞なく、設立手続が法令又は定款に違反していないことを調査し（法人法 § 20 I）、違反・不当事項があると認めるときは、設立時社員に通知しなければなりません（法人法 § 20 II）。</p> <p>⑥ 設立登記 一般社団法人は、当該法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が（法人法 § 318 I）、上記⑤調査終了日又は設立時社員が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に（法人法 § 301 I）、主たる事務所の所在地において設立登記することにより成立します。（法人法 § 22）。</p>	<p>※ 公益認定を受けるには、理事会設置が要件です（認定法 § 5 ⑭ハ）。したがって、設立時理事を3人以上とし（法人法 § 16）、この中から設立時代表理事を選定する必要があります（法人法 § 21）。</p> <p>※ 公益認定を受けるには、一定規模以上の場合、会計監査人設置が要件です。（認定法 § 5 ⑫）</p> <p>【会計監査人の設置が必要な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 貸借対照表の負債の合計額が 200 億円以上（法人法 § 2 ②、 § 62） <p>（参考）公益社団法人 次のいずれかを満たす場合（認定法施行令 § 6）は、設置が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収益の額が 1,000 億円以上 ② 費用及び損失の額の合計額が 1,000 億円以上 ③ 負債の額が 50 億円以上、

一般財団法人の設立手続	
主な手続	留意事項
<p>① 設立者 一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成しなければなりません（法人法 § 152 I）。設立者は、2名でも1名でも構いません。</p>	<p>※ 法人も一般財団法人の設立者になることができます。</p>
<p>② 定款の作成 定款には、設立者の署名又は記名押印が必要です（法人法 § 152 I）。</p>	<p>※ 公益認定申請に添付する定款は、公益認定基準に適合させる必要があります。（8頁参照）。</p>
<p>③ 公証人による認証 定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じません（法人法 § 155）。</p>	
<p>④ 財産の抛出の履行 設立者は、公証人による定款認証後遅滞なく、設立者が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、定款に記載した財産の抛出の履行をしなければなりません（法人法 § 157）。</p>	<p>※ 設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは、各設立者）が抛出をする財産及びその価額の合計額は、300万円を下回ってはならないとされています。</p>
<p>⑤ 設立時評議員等の選任 3人以上の評議員及び理事と1人以上の監事は必置機関であり（法人法 § 170 I、§ 173 III、§ 177、§ 65 III）、定款で設立時評議員等を定めておくのが通例ですが、定款で定めなかったときは、財産抛出履行完了後遅滞なく、定款で定めるところにより、選任しなければなりません（法人法 § 159 I）。また、会計監査人設置一般財団法人である場合には、設立時会計監査人（法人法 § 159 II）を選任する必要があります。</p> <p>また、一般財団法人の場合、理事会は必置機関であり（法人法 § 170 I）、設立時理事の中から設立時代表理事を選定する必要があります（法人法 § 162 I）。</p>	<p>【会計監査人の設置が必要な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人 貸借対照表の負債の合計額が 200 億円以上（法人法 § 2 ③、§ 171） <p>（参考）公益財団法人 次のいずれかを満たす場合（認定法施行令 § 6）は、設置が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収益の額が 1,000 億円以上 ② 費用及び損失の額の合計額が 1,000 億円以上 ③ 負債の額が 50 億円以上

一般財団法人の設立手続	
主な手続	留意事項
<p>⑥ 設立手続の調査</p> <p>設立時理事及び設立時監事は、選任後遅滞なく、設立手続が法令又は定款に違反していないことを調査し（法人法 § 161 I）、違反・不当事項があると認めるときは、設立者に通知しなければなりません（法人法 § 161 II）。</p> <p>⑦ 設立登記</p> <p>一般財団法人は、当該法人を代表すべき者（設立時代表理事）が（法人法 § 319 I）、上記⑥調査終了日又は設立者が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に（法人法 § 302 I）、主たる事務所の所在地において設立登記することにより成立します。（法人法 § 163）。</p>	

3. 法人格取得のメリット

- **団体（法人）自体の名義で銀行口座の開設や不動産などの財産の登記、登録が可能になります。**

法人の構成員とは切り離された、団体（法人）自体の名義で銀行口座の開設や不動産などの財産の登記、登録が可能になり、対外的な権利義務関係が明確になります。

代表者や構成員の名義のままでは、代表者等の死亡や交替ごとに名義の書換えを余儀なくされるほか、内紛が生じた場合には、団体の固有財産と代表者等の個人財産との分別が不明瞭になりやすく、トラブルが一層深刻となるおそれがあります。

- **私法上の取引主体としての地位が確保され、法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができます。**

団体（法人）の存在が登記によって公示されることにより、法人と社員、社員相互の権利義務関係、法人の役員の任務や責任などが明確になることから、私法上の取引主体としての地位が確保され、法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができます。

登記のない団体と取引をする場合、代表者の資格の確認方法が一義的でなく、相手方にとって、団体との取引であるのか、代表者個人との取引であるのかが不明となるおそれがあります。

4. 一般社団法人と一般財団法人との違い

社団形態の法人は、一定の目的のために結合した人の集合に対して法人格を付与するもので、財団形態の法人は、一定の目的のために結合された一団の財産に対して法人格を付与するものです。したがって、法人格の付与の対象が異なり、その結果として、組織に関する規律も異なることになります。

一般社団・財団法人の機関・ガバナンス

一般社団法人	一般財団法人
〈機関〉	〈機関〉
理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。	
<ul style="list-style-type: none"> 社員総会は必置。 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。 理事等は、社員総会の決議によって選任。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可） 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。 理事等は、評議員会の決議によって選任。
<ul style="list-style-type: none"> 監事は、当該法人の理事又は使用人を兼ねることができない。 評議員は、当該法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。※一般財団法人のみ 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。 重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。 代表理事又は業務を執行する理事は3ヶ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上（大規模法人）は必置）。 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。 	
〈その他〉	〈その他〉
<ul style="list-style-type: none"> 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び正味財産増減計算書）の公告（インターネットも可）が必要。 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。 	
<ul style="list-style-type: none"> 定款で基金制度の採用が可能。 社員による役員への責任追及の訴えが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

※ 公益社団・財団法人は、理事会が必置になります。

5. 任意団体等から一般社団・財団法人への事業譲渡について

旧民法では、社団・財団法人には公益性と非営利目的性の両者が要求され、その設立は主務官庁の許可制となっていました。そして、法人の設立と公益性の判断が一体不可分であったことから、法人格の取得が困難な場合もあり、社団としての実質を備えながらも任意団体（法人格のない団体）として活動していたものも存在していました。

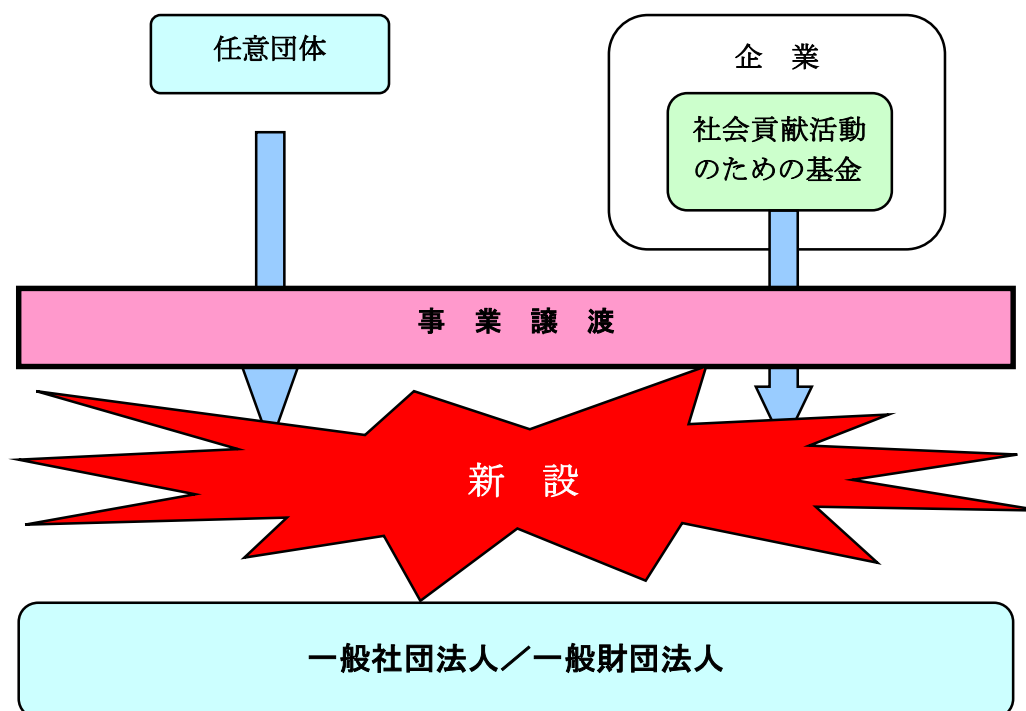
また、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定、平成13年の中間法人法の制定により、営利（剰余金の分配）を目的としない社団について、法人格取得の機会が拡大されてきましたが、いずれも社団のみに関する制度であるということもありました。

新しい公益法人制度では、登記のみで一般社団・財団法人の設立が可能となったことから、これを機会に任意団体等に代わる一般社団・財団法人を設立して、公益認定を受けることも可能になります。

その場合は、例えば、前記の「一般社団法人の設立手続」又は「一般財団法人の設立手続」に従い設立した一般社団・財団法人に任意団体等の事業の全部を譲渡するといった方法が考えられます。なお、事業譲渡等に伴う税法上の取り扱いについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【全国での公益認定事例】

- ・ 認定NPO法人を断念したNPO法人から事業を継承した一般社団・財団法人が公益認定
- ・ 企業内基金を母体とした一般財団法人が公益認定



6. 定款の記載例について

<凡 例>

1. 各欄の記載内容

(1) 定款の定め方の例

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しています。

(2) 説明

法人法により必ず記載しなければいけない事項の説明など、定款を作成するに当たって特に注意していただきたい事項を記載しています。

(3) 備考

公益認定基準との関係などを参考として記載しています。

2. 記載事項の種類

(1) 必要的記載事項等

必要的記載事項とは、すべての事項を定款に記載しなければならない事項です。

その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じませんので、注意して下さい。法人法上の必要的記載事項は、次のとおりです。

- ・ 目的（法人法 § 11 I ①、 § 153 I ①）
- ・ 名称（法人法 § 11 I ②、 § 153 I ②）
- ・ 主たる事務所の所在地（法人法 § 11 I ③、 § 153 I ③）
- ・ 設立時社員の氏名又は名称及び住所（法人法 § 11 I ④）※一般社団法人のみ
- ・ 社員の資格の得喪に関する規定（法人法 § 11 I ⑤）※一般社団法人のみ
- ・ 設立者の氏名又は名称及び住所（法人法 § 153 I ④）※一般財団法人のみ
- ・ 設立に際して設立者（設立者が 2 人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額（法人法 § 153 I ⑤）※一般財団法人のみ
- ・ 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項（法人法 § 153 I ⑥）※一般財団法人のみ
- ・ 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは、設立時会計監査人の選任に関する事項（法人法 § 153 I ⑦）※一般財団法人のみ
- ・ 評議員の選任及び解任の方法（法人法 § 153 I ⑧）※一般財団法人のみ
- ・ 公告方法（法人法 § 11 I ⑥、 § 153 I ⑨）
- ・ 事業年度（法人法 § 11 I ⑦、 § 153 I ⑩）

また、法人法上の必要的記載事項ではありませんが、公益認定を受けるためには、次の事項を定款に記載する必要があります。

- ・ 会計監査人を置く旨の定め（法人法 § 60 II、 § 170 II、 認定法 § 5 ⑫）
※ 貸借対照表の負債の部の額等が政令で定める基準（認定法施行令 § 6）以下の場合を除く。
- ・ 理事会、監事を置く旨の定め（法人法 § 60 II、 § 61、 認定法 § 5 ⑭ハ）
※ 一般社団法人のみ
- ・ 不可欠特定財産についての定め（認定法 § 5 ⑯）
※ 該当する財産がある場合のみ

- ・ 公益認定の取消し等に伴う贈与についての定め（認定法 § 5 ⑰）
- ・ 残余財産を他の公益社団・財団法人等に帰属させる旨の定め（認定法 § 5 ⑱）

(2) 相対的記載事項

必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、「定款の定めがなければその効力を生じない事項」（法人法 § 12）です。具体例としては、次の事項があります。

- ・ 社員の経費支払い義務（法人法 § 27）
- ・ 理事及び監事の任期の短縮（法人法 § 66、 § 67）
- ・ 代表理事が理事会を招集する旨の定め（法人法 § 93）
- ・ 理事会の決議の省略（法人法 § 96）
- ・ 財団の基本財産の設定、管理、処分（法人法 § 172） 等

(3) 任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項です。記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、記載したものを変更するときは、定款変更の手続（法人法 § 146、 § 200）が必要になります。

なお、次の事項を定款に記載（記録）しても効力を有しないことにされており、また、これ以外の定めについても、強行法規や公序良俗に反する定款の定めが無効になる場合があります。

[一般社団法人]

- ・ 社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め（法人法 § 11Ⅱ）
- ・ 法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定め（法人法 § 35Ⅳ）
- ・ 社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定め（法人法 § 48Ⅱ）

[一般財団法人]

- ・ 設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め（法人法 § 153Ⅲ②）
- ・ 法人法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定め（法人法 § 178Ⅲ）
- ・ 理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め（法人法 § 153Ⅲ①）

☆ 一般社団法人又は一般財団法人の法人の設立登記申請については、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/MINJI/houjintouki.html>）で確認するか又は大津地方法務局にお問い合わせください。

定款の記載例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

(1) 一般社団法人の場合（非営利性が徹底された法人）

下線（実線） ⇒ 必要的記載事項

下線（点線） ⇒ 相対的記載事項

下線なし ⇒ 任意的記載事項

茶色文字 ⇒ 公益認定を受けるために記載が必要な事項

定款の定め例	説 明	備 考
<p>一般社団法人〇〇〇定款</p> <p>第 1 章 総則</p> <p><u>(名称)</u></p> <p><u>第 1 条 この法人は、一般社団法人〇〇〇と称する。</u></p> <p>(注)名称及び主たる事務所が同一の法人が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、主たる事務所を管轄する登記所でそのような法人の有無を必ず確認してください。調査は、無料で行えます。</p> <p><u>(事務所)</u></p> <p><u>第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県〇〇市に置く。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称は、法人法上の必要的記載事項です（法人法 § 11 I ②）。（注 1） 主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です（法人法 § 11 I ③）。 	<p>(注 1) 一般社団法人が公益社団法人への公益認定を受けたときは、その名称中の一般社団法人の文字を公益社団法人と変更する定款の変更をしたものをみなされます（認定法 § 9 I）ので、公益認定後、名称変更について社員総会の承認は不要です。</p> <p>(注 2) 従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではありませんが、定款に記載することもできます。なお、2以上の都道府県の区域</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画までも構いません。ただし、その場合には、設立時社員の議決権の過半数により「〇丁目〇番〇号」まで含む主たる事務所の所在場所を決定しなければなりません。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及</p> <p>(2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進</p> <p>：</p> <p>：</p> <p>(n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従たる事務所については、(注 2) を参照。 法人の目的 (法人が行う事業) は、必要的記載事項です (法人法 § 11 I ①)。 法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要があります。定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますので注意が必要です (公益認定等ガイドライン 5 条 1 号関係) (注 3)。 公益目的事業を 2 以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は、国 (内閣総理大臣) へ、それ以外の法人は事務所が所在する都道府県知 	<p>内に事務所を設置する法人は、国 (内閣総理大臣) へ、それ以外の法人は事務所が所在する都道府県知事へ公益認定申請することになります (認定法 § 3 ①イ)。</p> <p>[例 1] 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>[例 2] 2 この法人は、従たる事務所を滋賀県〇〇市及び滋賀県〇〇郡〇〇町に置く。</p> <p>(注 3) 公益社団・財団法人は、認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業 (公益目的事業) を行うことを主たる目的とするものでなければなりません (認定法 § 2 ④、§ 5 ①)。</p> <p>また、公益目的事業以外の事業 (収益事業等) を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること等の公益認定基準に適合する必要があります (認定法 § 5 ⑦、⑧など)。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 社員 (法人の構成員)</p> <p>第 5 条 この法人は、[例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者]をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">(社員の資格の取得)</p> <p>第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、[例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない]。</p> <p style="text-align: center;">(経費の負担)</p> <p>第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p style="text-align: center;">(任意退社)</p> <p>第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</p>	<p>事へ公益認定申請することになります（認定法 § 3 ①ロ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> この定款の定め例では、法人法上の用語である「社員」、「退社」などを用いていますが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることもできます（注 4）。 社員の資格の得喪に関する規定は、法人法上の必要的記載事項です（法人法 § 11 I ⑤）。公益社団・財団法人においては、法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものでなければなりません。（認定法 § 5 ⑭イ、公益認定等ガイドライン 5 条 14 号イ関係） 法人の実情に応じて、名誉会員、特別会員、賛助会員等の会費等に関する規定を置くこともできます。 	<p>(注 4) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会員」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項 II 2）。</p> <p>また、法人の実情に応じて、社員以外の構成員として、名誉会員、特別会員、賛助会員等に関する規定を置くこともできます。</p> <p>[例] 第 5 条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体 (2) 特別会員 (3) 賛助会員 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p><u>(除名)</u> <u>第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</u></p> <p>[例]</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p><u>(社員資格の喪失)</u> <u>第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u></p> <p>(1) <u>第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。</u> (2) <u>総社員が同意したとき。</u> (3) <u>当該社員が死亡し、又は解散したとき。</u></p> <p>第 4 章 社員総会 (構成)</p> <p>第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p>	<p>・ 社員総会の名称を定款において「総会」等の通称名で規定する場合については（注 5）を参照。</p>	<p>(注 5) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員総会を「総会」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ 2）。</p> <p>[例]</p> <p>第 11 条 総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(権限)</p> <p>第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。 [例]</p> <p>(1) 社員の除名 (2) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任及び解任 (3) <u>理事及び監事の報酬等の支給の基準</u> (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u> (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p> <p>(開催)</p> <p>第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、(○月及び) 必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます(法人法 § 35 II)。 • 法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず(法人法 § 35 IV)、社員総会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることもできません(留意事項 II 5)。 • 定時社員総会は、年に 1 回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない(法人法 § 36 I)ので、開催時期を定めておくのが望ましいでしょう。他方、臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます(法人法 § 36 II)。 • 総社員の議決権の 10 分の 1 以上が必要とされますが、定款で 5 分の 1 以下の割合を定めることもできます(法人法 § 37 I)。 	<p>• 定時社員総会を「定時総会」と表記する場合</p> <p>第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、(○月及び) 必要がある場合に開催する。 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 社員総会の議長は、[例1：当該社員総会において社員の中から選出する、例2：代表理事がこれに当たる]。</p> <p>(議決権)</p> <p>第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各1個の議決権を有します（法人法§48）（注6）。 公益社団・財団法人は、定款の定めにより、社員総会の普通 	<p>(注6) 定款で別段の定めをした場合であっても、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しません。（法人法§48Ⅱ）</p> <p>公益社団・財団法人は、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合、その定めが次のいずれにも該当するものでなければなりません（認定法§5⑭ロ）。</p> <p>(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p>(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u> (6) その他法令で定められた事項</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第5章 役員<及び会計監査人> (役員<及び会計監査人>の設置)</p> <p>第19条 <u>この法人に、次の役員を置く。</u></p> <p>(1) 理事 ○○名以上○○名以内 (2) 監事 ○○名以内</p> <p>2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。</p> <p><4 <u>この法人に会計監査人を置く。</u>> 【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p>	<p>決議の決議要件(定足数)を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されません(留意事項Ⅱ4)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総社員の議決権の3分の2以上が必要とされていますが、定款によりこれを上回る割合を定めることもできます(法人法§49Ⅱ)。 社員総会に関するこのほかの記載事項については、(注7)を参照。 公益社団・財団法人は、理事会を置かなければならないため、監事を設置し、理事も3名以上でなければなりません。監事を設置するには定款の定めが必要です(認定法§5④14号ハ、法人法§60Ⅱ、§61、§65Ⅲ)。 	<p>(注7) 法人法では、議決権の代理行使(§50)、書面による議決権の行使(§51)、電磁的方法による議決権の行使(§52)、社員総会の決議の省略(§58)、社員総会への報告の省略(§59)等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表理事、業務執行理事の役職名を、理事長、常務理事とする場合 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の○名を常務理事とする。 3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(役員<及び会計監査人>の選任)</p> <p>第 20 条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、[例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。]</p> <p>3 代表理事及び業務執行理事は、<u>毎事業年度に4箇月を超</u><u>える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければなりません(法人法 § 90Ⅲ) (注 8)。 ・ 公益社団・財団法人における理事等の構成については、(注 9)を参照。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表理事が欠けた場合の取扱い (注 10) ・ 理事会への定期的な報告については、(注 11)を参照。 	<p>(注 8) 代表権のない者(代表権を有しない理事を含む。)に対し、「理事長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、法人が表見代表ないし表見代理の責任を負う可能性があります(法人法 § 82、民法 § 110 等) (留意事項Ⅱ 1)。</p> <p>(注 9) 公益社団・財団法人は、理事の構成について、次の制限が課されます。これらについて、必ずしも定款で定める必要はありませんが、遵守するための手続を決めておくことが重要と考えられます。監事が複数名いる場合についても同様です。</p> <p>(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはなりません(認定法 § 5⑩)。</p> <p>(2) 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはなりません(認定法 § 5⑪)。</p> <p>(注 10) 「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です(留意事項Ⅱ 7)。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞の任期)</p> <p>第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>＜ 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞</p> <p>【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞の解任)</p> <p>第 24 条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>＜ 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するとき</p>	<p>・ 理事の任期は、定款又は社員総会の決議によって短縮することもできます（法人法 § 66）。</p> <p>・ 監事の任期は、定款によって、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするを限度として短縮することもできます（法人法 § 67）。</p> <p>・ 監事を解任する場合は、特別決議が必要となります（法人法 § 49Ⅱ）。</p>	<p>【会計監査人を置く場合】 (会計監査人の職務及び権限)</p> <p>第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</p> <p>2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</p> <p>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</p> <p>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>は、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。＞</p> <p>【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p> <p>.....(役員＜及び会計監査人＞の報酬等).....</p> <p>(A)</p> <p>第 25 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(B)</p> <p>第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>＜ 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て理事会において定める。＞</p> <p>【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p> <p>.....(役員等の責任の免除)..... (注 12)</p> <p>第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行</p>	<p>・ 理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります（法人法 § 89、§ 105 I）。</p>	<p>・ 公益社団、財団法人は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません（認定法 § 5⑬、§ 20 II）。</p> <p>(注 12) 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います（法</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 この法人は、外部役員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号ロに規定する外部理事および同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）の同法第111条第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇円以上であって理事会があらかじめ定めた額と同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。</p>	<p>・ 公益社団・財団法人において、役員（理事及び監事）以外の者に、一定の名称を付する場合については、（注13）を参照。</p>	<p>人法 § 111 I）。これらの損害賠償責任については、総社員の同意があるときは免除され（法人法 § 112）、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社員総会の決議によって法定の限度額まで損害賠償額が免除されることになっています（法人法 § 113）。また、この損害賠償額の免除については、定款の定めにより、理事会の決議によって免除されるようにすること（法人法 § 114）や外部役員の損害賠償額に上限を設ける旨の契約を締結すること（法人法 § 115）が認められています。</p> <p>（注13）公益社団・財団法人において、役員（理事及び監事）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのよう誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（社員総会、理事会など）についての定めを設けることが望ましいでしょう（留意事項II1）。</p> <p>[例] （相談役） 第〇条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。 2 相談役は、次の職務を行う。 （1）代表理事の相談に応じること （2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 章 理事会 (構成)</p> <p>第 27 条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">(権限)</p> <p>第 28 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>(4) その他法令又はこの定款で定められた事項</p> <p style="text-align: center;">(招集)</p> <p>第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。</p> <p>2 前項本文の場合において、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、〔例 1：各理事、例 2：あらかじめ理事会で決定した順序により業務執行理事〕が理事会を招集する。</p> <p style="text-align: center;">(議長)</p> <p>第 30 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により業務執行理事がこれに当たる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公益社団法人は理事会を置かなければならず（認定法 § 5 ④ハ）、定款に規定する必要があります（法人法 § 60 II）。 • 原則として各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることもできます（法人法 § 93 I）。 	<p>3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>4 相談役の報酬は、無償とする。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(決議)</p> <p>第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. <u>出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません（注 14）。 可否同数の場合に、議長に 2 票を与えることとなるような定款の定めをすることはできません（留意事項Ⅱ 8）。 理事会の決議の省略については、（注 15）を参照。 定款で、記名押印する者（当該理事会に出席した理事及び監事）を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることもできます（法人法 § 95Ⅲ）。 法律にない任意の（合議）機関を設ける場合については、（注 16）を参照。 	<p>（注 14）理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められませんし、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められません。</p> <p>（注 15）理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（法人法 § 96）。</p> <p>（注 16）法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第7章 財産及び会計 (基本財産)</p> <p>第33条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として社員総会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管</p>	<p>・ 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（不可欠特定財産）があるときは、その旨並びにその維持及び処分制限に</p>	<p>ます（留意事項Ⅱ2）。</p> <p><例> (企画・コンプライアンス委員会)</p> <p>第〇条 この法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。</p> <p>2 前項の委員会は、業務執行理事1名、理事1名、事務局員1名で構成する。</p> <p>3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること</p> <p>(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること</p> <p>(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること</p> <p>4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。</p> <p>5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。</p> <p>(注17) 社団法人においては、基本財産に関する法令上の定めはありませんが、不可欠特定財産がある場合には、計算書類上、基本財産として表示することとされています（公益認</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p><u>理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</u></p> <p><u>(事業年度)</u> <u>第 34 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。</u></p> <p>(事業計画及び収支予算) 第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>ついて必要な事項を定款で定めている必要があります（認定法 § 5 ⑯）（注 17）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度は、必要的記載事項です（法人法 § 11 I ⑦）。なお、事業年度は 1 年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については 1 年 6 箇月）を超えることができません（法人法施行規則 § 29）。 法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成・備置きが求められています（認定法 § 21）。 	<p>定等ガイドライン 5 条 16 号関係）。一方、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会）では、「定款において基本財産と定められた資産」を基本財産として表示することとされているため、定款上、法律に基づかない任意の財産区分としての「基本財産」として不可欠特定財産を記載するのが望ましいでしょう。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(事業報告及び決算) (注18)</p> <p>第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 正味財産増減計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所に)、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>・ 毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています(認定法§22I、認定法施行規則§38)。</p>	<p>(注18) 【会計監査人を置いている場合の例】</p> <p>第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 正味財産増減計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>(7) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所に)、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 37 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。</p> <p><u>(剰余金の分配)</u> (注 19)</p> <p>第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>第 8 章 事務局</p> <p>第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は理事会の承認を経て代表理事が任免し、その他の職員は代表理事が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。</p>		<p>(2) 会計監査報告</p> <p>(3) 理事及び監事の名簿</p> <p>(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(注 19) 一般社団法人のうち、非営利型法人（非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人）については、収益事業についてのみ課税されることとなります。</p> <p>(1) 非営利性が徹底された法人の要件（法人税法施行令 § 3 I）</p> <p>① 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。</p> <p>[例]第〇条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>② 定款に解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること。</p> <p>[例]第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>③ ①又は②の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと。</p> <p>④ 理事及びその親族等である理事の合計数</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第9章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p><u>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</u></p> <p>第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、<u>社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人は、社員総会の特別決議(法人法§49Ⅱ)によって定款を変更することができます(法人法§146)。 ・ 公益認定を受けた後、公益目的事業の種類又は内容の変更(軽微な変更を除く。)などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁に届出をしなければなりません(認定法§11Ⅰ、§13Ⅰ③)。 ・ 認定法第5条第17号(公益認定の取消し等に伴う贈与)。具体的な贈与先が単数である必要はなく、複数指定することも可能です。また、認定法第5条第17号に掲げる者とのみ定めることでも足りません(認定法§5⑩、認定法施行令§8、公益認定等ガイドライン5条17号関係)。 	<p>が理事の総数の3分の1以下であること。</p> <p>(2) 共益的活動を目的とする法人の要件(法人税法施行令§3Ⅱ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること。 ② 定款に会員が負担すべき金銭の額(会費)の定め又はこの額を社員総会の決議により定める旨の定めがあること。 ③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 ④ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。 ⑤ 定款に解散時の残余財産が特定の個人又は団体(一定の公益的な団体等を除く。)に帰属する旨の定めがないこと。 ⑥ 特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと。 ⑦ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 10 章 公告の方法</p> <p>第 44 条 この法人の公告は、</p> <p>[例 1 : 官報に掲載する方法]</p> <p>[例 2 : 東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法]</p> <p>[例 3 : 電子公告]</p> <p>[例 4 : 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。]</p> <p>[例 3 の場合]</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例 4 : 官報、例 5 : 東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による...</p> <p>第 11 章 補則</p> <p>第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定法第 5 条第 18 号(残余財産の帰属)。公益認定の取消し等に伴う贈与の場合と同様です。 ・ 公告方法は、必要的記載事項です(法人法 § 11 I ⑥)。 ・ 公告方法を電子公告とする場合に限り、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法として、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定款で定めることができます(法人法 § 331 II)。 	

定款の定め例	説 明	備 考
<p>附 則</p> <p><u>この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。</u></p> <p>氏 名 住 所</p> <p>〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>[例 1]</p> <p>2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。</p> <p><i>(注) 設立時代表理事を定款で定めていない場合は、設立時代表理事の選定に関する書面の作成が必要になります。</i></p> <p>[例 2]</p> <p>2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、以下のとおりとする。</p> <p>設立時理事 △△ △△</p> <p>設立時理事 〇〇 〇〇</p> <p>設立時理事 〇〇 〇〇</p> <p>設立時理事 〇〇 〇〇</p> <p>設立時理事 〇〇 〇〇</p> <p>設立時代表理事 △△ △△</p> <p>設立時監事 〇〇 〇〇</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、法人法上の必要的記載事項です(法人法 § 11 I ④)。 	

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(注) 設立時理事及び設立時監事を定款で定めていない場合は、設立理事及び設立監事の選任に関する決議書の作成が必要になります。</p> <p>以上、一般社団法人〇〇〇の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>設立時社員 〇〇 〇〇 印</p> <p>設立時社員 〇〇 〇〇 印</p> <p>設立時社員 〇〇 〇〇 印</p> <p>(注) 公証人の認証を受けてください。</p>		

定款の記載例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

(2) 一般財団法人の場合（非営利性が徹底された法人）

下線（実線）⇒ 必要的記載事項

下線（点線）⇒ 相対的記載事項

下線なし ⇒ 任意的記載事項

茶色文字 ⇒ 公益認定を受けるために記載が必要な事項

定款の定め例	説 明	備 考
<p>一般財団法人〇〇〇定款</p> <p>第 1 章 総則</p> <p><u>(名称)</u></p> <p><u>第 1 条 この法人は、一般財団法人〇〇〇と称する。</u></p> <p>(注) 名称及び主たる事務所が同一の法人が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、主たる事務所を管轄する登記所でそのような法人の有無を必ず確認してください。調査は、無料できます。</p> <p><u>(事務所)</u></p> <p><u>第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県〇〇市に置く。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称は、法人法上の必要的記載事項です（法人法 § 153 条 I ②）（注 1）。 主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です（法人法 § 153 条 I ③）。 	<p>(注 1) 一般財団法人が公益財団法人への公益認定を受けたときは、その名称中の一般財団法人の文字を公益財団法人と変更する定款の変更をしたものをみなされます（認定法 § 9 I）ので、公益認定後、名称変更について評議員会の承認は不要です。</p> <p>(注 2) 従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではありませんが、定款に記載することもできます。なお、2以上の都道府県の区域</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、設立時社員の議決権の過半数により、「〇丁目〇番〇号」まで含む主たる事務所の所在場所を決定しなければなりません。</p> <p>第2章 目的及び事業 <u>(目的)</u> 第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(事業)</u> 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及 (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進 : : (n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従たる事務所については、(注2)を参照。 法人の目的(法人が行う事業)は、必要的記載事項です(法人法§153 I ①)。 法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要があります。定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますので注意が必要です(公益認定等ガイドライン5条1号関係)(注3)。 公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は、国(内閣総理大臣)へ、それ以外の法人は事務所が所在する都道府県知 	<p>内に事務所を設置する法人は、国(内閣総理大臣)へ、それ以外の法人は事務所が所在する都道府県知事へ公益認定申請することになります(認定法§3 ①イ)。</p> <p>[例1] 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>[例2] 2 この法人は、従たる事務所を滋賀県〇〇市及び滋賀県〇〇郡〇〇町に置く。</p> <p>(注3) 公益社団・財団法人は、認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業(公益目的事業)を行うことを主たる目的とするものでなければなりません(認定法§2 ④、§5 ①)。また、公益目的事業以外の事業(収益事業等)を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること等の公益認定基準に適合する必要があります(認定法§5 ⑦、⑧など)。</p>

定款の定め例	説 明	備 考																
<p>第3章 財産及び会計 (設立者及び財産の拠出)</p> <p>第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="297 395 972 544"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住 所</th> <th>財 産</th> <th>価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号</td> <td>金 銭</td> <td>〇〇〇万円</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号</td> <td>金 銭</td> <td>〇〇〇万円</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号</td> <td>絵 画</td> <td>〇〇〇万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>...(基本財産)...</p> <p>第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産並びに前条〔及び別表第1〕の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p> <p>〔3 別表第1の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。〕（注4） 【該当する財産がないときは、〔 〕内は記載が不要です。】</p> <p>...(事業年度)...</p> <p>第7条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。</p>	氏名	住 所	財 産	価 額	〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金 銭	〇〇〇万円	〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金 銭	〇〇〇万円	〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	絵 画	〇〇〇万円	<p>事へ公益認定申請することになります（認定法§3①ロ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設立者の氏名又は名称及び住所（法人法§153I④）、設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは、各設立者）が拠出する財産及びその価額（法人法§153I⑤）は、必要的記載事項です。 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定款で定めている必要があります（認定法§5⑩）。 事業年度は、必要的記載事項です（法人法§153I⑩）。なお、事業年度は1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度につい 	<p>(注4) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産は、基本財産を兼ねるものになります（公益認定等ガイドライン5条16号関係）</p>
氏名	住 所	財 産	価 額															
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金 銭	〇〇〇万円															
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金 銭	〇〇〇万円															
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	絵 画	〇〇〇万円															

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) (注5)</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告</p>	<p>ては1年6箇月)を超えることができません(法人法施行規則§29)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成・備置きが求められています(認定法§21)。 毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています(認定法§22 I、認定法施行規則§38)。 	<p>(注5) 【会計監査人を置いている場合の例】</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>（公益目的取得財産残額の算定）</p> <p>第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>		<p>(6) 財産目録</p> <p>(7) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 会計監査報告</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(剰余金の分配) (注6) <u>第 11 条</u> この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p>		<p>(注6)一般財団法人のうち、非営利型法人(非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人)については、収益事業についてのみ課税されることとなります。</p> <p>(1) 非営利性が徹底された法人の要件 (法人税法施行令 § 3 I)</p> <p>① 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。</p> <p>[例]第〇条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>② 定款に解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること。</p> <p>[例]第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>③ ①又は②の要件にある定款の定め違反した行為を行ったことがないこと。</p> <p>④ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。</p> <p>(2) 共益的活動を目的とする法人の要件 (法人税法施行令 § 3 II)</p> <p>① 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること。</p> <p>② 定款に会員が負担すべき金銭の額(会費)の定め又はこの額を評議員会の決議により定める旨の定めがあること。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第4章 評議員 (定数) 第12条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。</p> <p>(選任及び解任) (注7) 第13条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。</p> <p>2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。</p> <p>(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族</p> <p>ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 当該評議員の使用人</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者</p> <p>へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの</p> <p>(2) 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評議員は、3名以上でなければなりません(法人法§173Ⅲ)。 評議員の選任及び解任の方法は、必要的記載事項です(法人法§153Ⅰ⑧)(注8)。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しません(法人法§153Ⅲ①)。 公益社団・財団法人において、評議員の選任及び解任方法を定款の変更の案に定めるに際しては、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を採用しなければなりません。 <p>そのような方法としては、</p>	<p>③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと。</p> <p>④ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。</p> <p>⑤ 定款に解散時の残余財産が特定の個人又は団体(一定の公益的な団体等を除く。)に帰属する旨の定めがないこと。</p> <p>⑥ 特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと。</p> <p>⑦ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。</p> <p>(注7) 【中立的な立場にある者が参加する機関を設置して、評議員を選任及び解任する方法】 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会の決議により行う。</p> <p>2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。</p> <p>3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p> <p>(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 理事</p> <p>ロ 使用人</p> <p>ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p> <p>3 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p><u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p><u>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u></p>	<p>「評議員の構成を認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする」旨を定める方法又は評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従つて評議員を選任及び解任する方法が望ましいでしょう（留意事項Ⅱ6）。</p>	<p>者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）</p> <p>4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p> <p>5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名</p> <p>(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2人</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(任期)</p> <p>第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>[例 1]</p> <p><u>第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</u></p> <p>[例 2]</p> <p><u>第 15 条 評議員は、無報酬とする。</u></p> <p>2 評議員には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできます。(法人法 § 174 I) 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければなりません(法人法 § 196)。無報酬の場合は、その旨を定めることとなります。 	<p>以上の評議員)につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位</p> <p>9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益社団・財団法人は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません(認定法 § 5 ⑬、§ 20 II)。

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第 5 章 評議員会 (構成) 第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限) 第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 評議員並びに理事及び監事<並びに会計監査人>の選任及び解任 (2) 評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準 (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認 (4) 定款の変更 (5) 残余財産の処分 (6) 基本財産の処分又は除外の承認 (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 【会計監査人を置いていない場合、<>内は不要です。】</p> <p>(開催) 第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、(○月及び) 必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます(法人法 § 178)。 ・ 法人法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず(法人法 § 178Ⅲ)、評議員会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることもできません(留意事項Ⅱ 5)。 ・ 定時評議員会は、年に 1 回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない(法人法 § 179Ⅰ)ので、開催時期を定めておくのが望ましいでしょう。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます(法人法 § 179Ⅱ)。 	

定款の定め例	説 明	備 考
<p>2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第 20 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。</p> <p>(決議)</p> <p>第 21 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u></p> <p>(4) その他法令で定められた事項</p> <p>(議事録)</p> <p>第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が議長とともに記名押印する。</p> <p>第 6 章 役員<及び会計監査人> (役員<及び会計監査人>の設置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません(注8)。 評議員の3分の2以上が必要とされていますが、定款でこれを上回る割合を定めることもできます(法人法 § 189Ⅱ)。 可否同数の場合に、議長に2票を与えることになるような定款の定めをすることはできません(留意事項Ⅱ8)。 	<p>(注8) 評議員会(理事会)に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められませんし、評議員(理事)が評議員会(理事会)に出席することなく書面等によって評議員会(評議員会)の議決権を行使することも認められません。</p> <p>また、評議員会(理事会)の決議の省略ができる場合があります。(留意事項Ⅱ8)</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第 23 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○○名以上○○名以内</p> <p>(2) 監事 ○○名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名 (○名) を代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。</p> <p>< 4 この法人に会計監査人を置く。 ></p> <p>【会計監査人を置かない場合、< >内は不要です。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人の理事は 3 名以上でなければならず、また、監事を置かなければなりません（法人法 § 65Ⅲ、§ 170 I）。 ・ 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければなりません（法人法 § 90Ⅲ）（注 9）。 ・ 代表理事等の名称を定款において「理事長」等の通称名で規定する場合については（注 10）を参照。 ・ 公益社団・財団法人における理事等の構成については、（注 11）を参照。 	<p>（注 9）代表権のない者（代表権を有しない理事を含む）に対し、「理事長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、法人が表見代表ないし表見代理の責任を負う可能性があります（法人法 § 82、民法 § 110 等）（留意事項Ⅱ 1）。</p> <p>（注 10）法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用される名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ 2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表理事、業務執行理事の役職名を、理事長、常務理事とする場合の例 <p>2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の○名を常務理事とする。</p> <p>3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p> <p>（注 11）公益社団・財団法人は、理事の構成について、次の制限が課されます。これらについて、必ずしも定款で定める必要はありませんが、遵守するための手続を決めておくことが重要と考えられます。監事が複数名いる場合についても同様です。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(役員＜及び会計監査人＞の選任)</p> <p>第 24 条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、[例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。]</p> <p>3 <u>代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表理事が欠けた場合の取扱い (注 12) ・ 理事会への定期的な報告については、(注 13) を参照。 	<p>(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはなりません (認定法 § 5 ⑩)。</p> <p>(2) 他の同一の団体 (公益社団法人及び公益財団法人を除く。) の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはなりません (認定法 § 5 ⑪)。</p> <p>(注 12) 「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です (留意事項Ⅱ 7)。</p> <p>(注 13) 法人法上、代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>		<p>この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告の省略をすることはできません（法人法 § 98 II）。なお、報告の頻度については、定款で、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能です（法人法 § 91 II）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表理事の役職名を理事長、業務執行理事の役職名を副理事長及び常務理事とし、副理事長が理事長の補佐をする場合 <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 常務理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。></p> <p>5 <u>理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞の任期)</p> <p>第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>＜ 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 ＞</p> <p>【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞の解任)</p> <p>第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>＜ 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p>	<p>・ 理事の任期は、定款によって短縮することもできますが、評議員会の決議によって短縮することはできません（法人法 § 66、§ 177）。</p> <p>・ 監事の任期は、定款によって、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとすることを限度として短縮することもできます（法人法 § 67）。</p> <p>・ 監事を解任する場合は、特別決議が必要となります（法人法 § 189Ⅱ）。</p>	<p>【会計監査人を置く場合】</p> <p>(会計監査人の職務及び権限)</p> <p>第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</p> <p>2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</p> <p>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</p> <p>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。></p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p> <p>.....(役員<及び会計監査人>の報酬等).....</p> <p>〔例1〕</p> <p>第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>〔例2〕</p> <p>第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる</p> <p>2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>< 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て、理事会において定める。 ></p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p>	<p>・ 理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要があります（法人法 § 89、 § 105 I）。</p>	<p>・ 公益社団・財団法人は、理事及び監事並びに評議員の報酬等について支給の基準を定めて、これを公表しなければなりません（認定法 § 5 ⑬、 § 20 ②）。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(役員責任の免除) (注14)</p> <p>第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 この法人は、外部役員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事および同法第198条において準用する同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）の同法第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇円以上であって理事会があらかじめ定めた額と同法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。</p>	<p>・ 公益社団・財団法人において、役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に、一定の名称を付する場合については、（注15）を参照。</p>	<p>(注14) 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います（法人法 § 198、§ 111 I）。これらの損害賠償責任については、総評議員の同意があるときは免除され（法人法 § 198、§ 112）、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、評議員会の決議によって法定の限度額まで損害賠償額が免除されることになっています（法人法 § 198、§ 113）。また、この損害賠償額の免除については、定款の定めにより、理事会の決議によって免除されるようにすること（法人法 § 198、§ 114）や外部役員等の損害賠償額に上限を設ける旨の契約を締結すること（法人法 § 198、§ 115）が認められています。</p> <p>(注15) 公益社団・財団法人において、役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（評議員会、理事会など）についての定めを設けることが望ましいでしょう（留意事項Ⅱ1）。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第 7 章 理事会 (構成)</p> <p>第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 32 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 (4) その他法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。</p> <p>2. 前項本文の場合において、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、[例 1：各理事、例 2：あらかじめ理事会で決定した順序により業務執行理事]が理事会を招集する。</p>	<p>・ 原則として各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることもできます（法人法 § 93 I）。</p>	<p>[例] (相談役)</p> <p>第〇条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。</p> <p>2 相談役は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 代表理事の相談に応じること (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>4 相談役の報酬は、無償とする。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>(議長)</p> <p>第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により業務執行理事がこれに当たる。</p> <p>(決議)</p> <p>第 35 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p><u>2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません（注 8）。 ・ 可否同数の場合に、議長に 2 票を与えることとなるような定款の定めをすることはできません（留意事項Ⅱ 8）。 ・ 理事会の決議の省略については、（注 16）を参照。 ・ 定款で、記名押印する者（当該理事会に出席した理事及び監事）を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることもできます（法人法 § 95Ⅲ）。 	<p>(注 16) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（法人法 § 96）。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律にない任意の（合議）機関を設ける場合については、（注17）を参照。 	<p>（注17）法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります（留意事項Ⅱ2）。</p> <p>[例]</p> <p>（企画・コンプライアンス委員会）</p> <p>第〇条 この法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。</p> <p>2 前項の委員会は、業務執行理事1名、理事1名、事務局員1名で構成する。</p> <p>3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること</p> <p>(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること</p> <p>(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること</p> <p>4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。</p> <p>5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。</p>

定款の定め例	説 明	備 考
<p>第 8 章 事務局</p> <p>第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は理事会の承認を経て代表理事が任免し、その他の職員は代表理事が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。</p> <p>第 9 章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条の規定の変更についても適用する。</u></p> <p>(注) 一般財団法人の定款記載事項のうち、目的並びに評議員の選任及び解任の方法については、設立者が評議員会の決議によって変更することができる旨の定款の定めがない限り、裁判所の許可を得ないで変更することはできません。</p> <p>(解散)</p> <p>第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人は、評議員会の特別決議（法人法 § 189 II）によって定款を変更することができます。 公益認定を受けた後、公益目的事業の種類又は内容の変更（軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁に届出をしなければなりません（認定法 § 11 I、§ 13 I ③）。 財団法人は、設立者の定めた目的を実現すべき法人であり、評議員会の決議などの法人の機関の意思決定によって自主的に解散することはできません。 	

定款の定め例	説 明	備 考
<p><u>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</u> <u>第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p><u>(残余財産の帰属)</u> <u>第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p>第 10 章 公告の方法 <u>第 42 条 この法人の公告は、</u> [例 1：官報に掲載する方法] [例 2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法] [例 3：電子公告] [例 4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法]により行う。 [例 3 の場合] <u>2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、[例 1：官報、例 2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法]によ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 認定法第 5 条第 17 号（公益認定の取消し等に伴う贈与）。具体的な贈与先が単数である必要はなく、複数指定することも可能です。また、認定法第 5 条第 17 号に掲げる者とのみ定めることでも足り（認定法 § 5 ⑰、認定法施行令 § 8、公益認定等ガイドライン 5 条 17 号関係）。 • 認定法第 5 条第 18 号（残余財産の帰属）。公益認定の取消し等に伴う贈与の場合と同様です。 • 公告方法は、必要的記載事項です（法人法 § 153 I ⑨）。 • 公告方法を電子公告とする場合に限り、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法として、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定款で定めることができます（法 	

定款の定め例	説 明	備 考
<p>る...</p> <p>第 11 章 補則</p> <p>第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める</p> <p>附 則</p> <p>[例 1]</p> <p><u>1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。</u></p> <p>[例 2]</p> <p><u>1 この法人の設立時評議員は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>設立時評議員 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時評議員 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時評議員 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時評議員 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時評議員 ○○ ○○</u></p> <p><u>2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>設立時理事 △△ △△</u></p> <p><u>設立時理事 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時理事 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時理事 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時理事 ○○ ○○</u></p> <p><u>設立時代表理事 △△ △△</u></p> <p><u>設立時監事 ○○ ○○</u></p>	<p>人法 § 331 II) 。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項は、必要的記載事項です（法人法 § 153 I ⑨）。 ・ 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは、設立時会計監査人の選任に関する事項は、必要的記載事項です（法人法 § 153 I ⑦）。 	

定款の定め例	説 明	備 考				
<p>(注) 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事を定款で定めていない場合は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する決議書の作成が必要になります。</p> <p>2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。</p> <p>(注) 設立時代表理事を定款で定めていない場合は、設立時代表理事の選定に関する書面の作成が必要になります。</p> <p>以上、一般財団法人〇〇〇の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">設立者 〇〇 〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">設立者 〇〇 〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">設立者 〇〇 〇〇 印</p> <p>〔別表第1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第6条関係）〕</p> <table border="1" data-bbox="302 1098 987 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 1098 562 1141">財産種別</th> <th data-bbox="562 1098 987 1141">場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 1141 562 1257">美術品</td> <td data-bbox="562 1141 987 1257"> 絵画〇点 〇年〇月以前取得 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【該当する財産がない場合は、記載が不要です。】</p> <p>(注) 公証人の認証を受けてください。</p>	財産種別	場所・物量等	美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得		
財産種別	場所・物量等					
美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得					

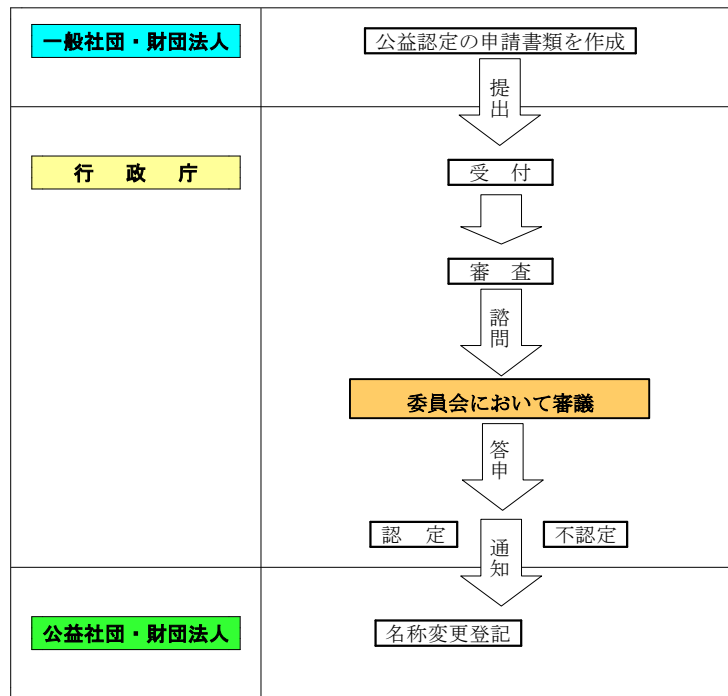
第2章 公益社団・財団法人の認定について

1. 申請から認定までの流れ

公益目的事業を行う一般社団・財団法人が希望する場合は、所要の申請書を行政庁に提出し、公益社団・財団法人の認定（公益認定）を受けることができます（認定法 § 4、認定法 § 7）。

この手続きの流れは、下図のとおりです。

申請から認定までの流れ



2. 申請先の行政庁

申請先（所管）の行政庁は、法人及び行政庁の双方にとって、外形的に判断できる基準が望ましいことから、法人の事務所が存在する地理的場所と、事業を行う地理的範囲とに着目し、内閣総理大臣あるいは都道府県知事が所管することになっています（認定法 § 3）。

法人	行政庁
① 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人	内閣総理大臣
② 2以上の都道府県の区域内において公益目的事業を実施することを定款で定める法人	内閣総理大臣
③ 上記以外の法人	その事務所が存在する都道府県知事

事務所の地理的場所

法人登記では、主たる事務所及び従たる事務所を登記することになっている（法人法 § 301 II ③、§ 302 II ③）ので、所管行政庁を定める際にも、法人登記の記載に基づき判断します。

事業を行う地理的範囲

事務所が単一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、2以上の都道府県の区域内において公益目的事業を実施することを定款で定めている場合には、内閣総理大臣の所管になります。

3. 公益認定基準及び欠格事由

公益認定を受けるには、公益認定基準を満たしていること及び欠格事由に該当しないことが必要になります。

公益認定基準（認定法 § 5）※丸数字は号数

○ 法人の目的・事業の性質・内容に関するもの

- ① 公益目的事業を行うことが主たる目的であること。
- ② 公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること。
- ③④ 法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと。
- ⑤ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。
- ⑦ 公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

○ 法人の財務に関するもの（財務3基準）

- ⑥ 公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（収支相償）。
- ⑧ 公益目的事業比率（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること。
- ⑨ 遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。

○ 法人の機関に関するもの

- ⑩⑪ 同一親族及び同一団体関係者がそれぞれ理事又は監事の3分の1を超えないこと。
- ⑫ 一定の基準（負債が50億円以上等）を満たす場合に会計監査人を設置していること。
- ⑬ 役員報酬等が不当に高額とならないような支給基準を定めていること。
- ⑭ 社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。

○ 法人の財産に関するもの

- ⑮ 他の団体の意思決定に関与可能な財産（株式等）を過半数保有していないこと。
- ⑯ 公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。
- ⑰ 公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額（※）に相当する財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。
（※）公益目的事業のために受けた寄附金等の残額
- ⑱ 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

欠格事由（認定法 § 6）※丸数字は号数

- ① 理事、監事、評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益認定取消し（申請による取消しを除く。）の事実があった日以前1年以内に当該公益社団・財団法人の業務を行う理事（取消し原因となった事実に係る業務の執行を担当する理事に限る。）であった者で取消しの日から5年を経過しないもの
 - ロ 認定法、法人法、一定の刑罰法規、税法に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- ② 公益認定を取り消されてから5年を経過しないもの
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
- ④ 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可を受けることができないもの
- ⑤ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないもの
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

（参考）法令運用に関するガイドライン等

公益認定基準を始め関係する法令の運用に関するガイドライン、具体的事例に即してよくある質問に対する回答集（FAQ）、申請の手引き（公益認定編）など、申請に当たって役立つ各種資料が、ポータルサイト「公益法人インフォメーション」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）において公開されていますので、是非、ご活用ください。



4. 公益認定基準の解説

○ 法人の目的・事業の性質・内容に関するもの

① 公益目的事業を行うことが主たる目的であること。

【解説】

申請時には、「公益目的事業比率（費用ベース）が 100 分の 50 以上になると見込まれること。」の要件を満たしていれば、この要件を満たすものと判断します。

なお、定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがあります。

【参照条文】

（公益認定の基準）

認定法第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

公益目的事業とは

公益認定の基本となる法人の行う事業が公益目的事業に該当するかについては、滋賀県公益認定等委員会が法人の行う事業ごとに判断します。

公益目的事業について

公益目的事業の定義（認定法第2条第4号）

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているか検討。

認定別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- …
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

個々の事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与しているかどうかの観点から、チェックポイントに沿って検討。

○ チェックポイントの事業区分は典型的な事業について整理したものであり、事業区分に該当しない事業は公益目的事業ではないということではない。公益目的事業か否かは、チェックポイントに沿っているかを勘案して、滋賀県公益認定等委員会で判断。

事業区分	チェックポイント
検査検定	…
資格付与	…
セミナー	…
助成	…
施設貸与	…
…	…

検査検定
○不特定多数の者の利益増進への寄与を明示？
○検査検定の基準を公開？
…

※「チェックポイント」は、ポータルサイト『公益法人インフォメーション』(<https://www.koeki-info.go.jp/>) に掲載されています。

[別表] (認定法 § 2 関係)

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 - 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
 - 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
 - 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
 - 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
 - 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
 - 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
 - 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
 - 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
 - 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
 - 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
 - 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
 - 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 - 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
 - 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの (※)
- ※ この政令は現在のところ制定されていません。

[公益目的事業のチェックポイント] (抄)

(13) 助成 (応募型)

公益目的事業としての「助成 (応募型)」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事業・者の設定及び対象者の選考の2段階である。

したがって、この2段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- ④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- ⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
- ⑥ (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

② 公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること。

【解説】

経理的基礎を有すること

安定的かつ継続的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかを確認します。財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士、税理士又は経理事務に精通した者等により適切な情報開示が行われていること等が必要です。

技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。事業に必要な技術的能力は、法人自らがすべてを保有していることを求めているものではありませんが、そのすべてを他者に行わせている（いわゆる丸投げ）場合は、技術的能力を備えていないものと判断することがあります。

【参照条文】

認定法第五条

- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

③④ 法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと。

【解説】

公益社団・財団法人の財産は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、公益目的事業に使用されるべきものであり、公益社団・財団法人から他の団体等に社会通念上不相当な財産が移転し、受入先において営利事業や特定の者のために使用されることは適当ではありません。また、公益社団・財団法人が寄附により受け入れた財産を社員、理事等の法人の関係者や営利事業を営む者等の特定の者の利益のために利用されることが認められると、公益社団・財団法人に対する信頼が損なわれるおそれもあります。

このようなことを防止するため、法人の関係者や営利事業者等に特別の利益を与えないことが公益認定の基準として設けられています（認定法 § 5 ③、④）。

特別の利益とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等の内容から総合的に判断します。

【参照条文】

認定法第五条

- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

⑤ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。

【解説】

公益社団・財団法人は、広く社会から支援を受けつつ公益活動を行うものであることから、その地位にふさわしい社会的信用を維持することが必要になります。そのため、公益社団・財団法人は社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないことが公益認定基準として設けられています。

なお、認定法施行令第3条第1号の「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、取引の規模、内容等具体的事情によって判断することになりますが、例えばポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれには該当しません。

【参照条文】

認定法第五条

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

(公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業)

認定法施行令第三条 法第五条第五号の政令で定める公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 投機的な取引を行う事業
- 二 利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条の規定により計算した金額を超える利息の契約又は同法第四条第一項に規定する割合を超える賠償額の予定をその内容に含む金銭を目的とする消費貸借による貸付けを行う事業
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

⑦ 公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

【解説】

「支障を及ぼすおそれ」とは、例えば公益社団・財団法人が行う事業のうち、公益目的事業以外の事業（収益事業等）の実施に重点がおかれ、本来、公益目的事業に投入されるべき資金、要員、施設等が収益事業等に割かれる状態が考えられます。

申請時には、提出書類等の内容から総合的に判断します。

【参照条文】

認定法第五条

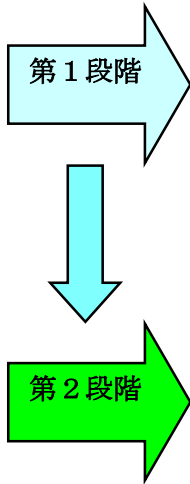
七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

○ 法人の財務に関するもの（財務3基準）

⑥ 公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（収支相償）。

【解説】

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、2段階で判定を行います。



各公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれの事業の経常費用、経常収益）を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

第1段階で計算した収支に加え、その他の公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益目的事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

収 支 相 償

第1段階

A事業、B事業のそれぞれについて

公益目的事業の経常収益 ≤ 公益目的事業の経常費用

第2段階

公益目的事業会計の全体について

公益目的事業の経常収益 + 収益事業等会計の利益の50%相当額の繰入 ≤ 公益目的事業の経常費用

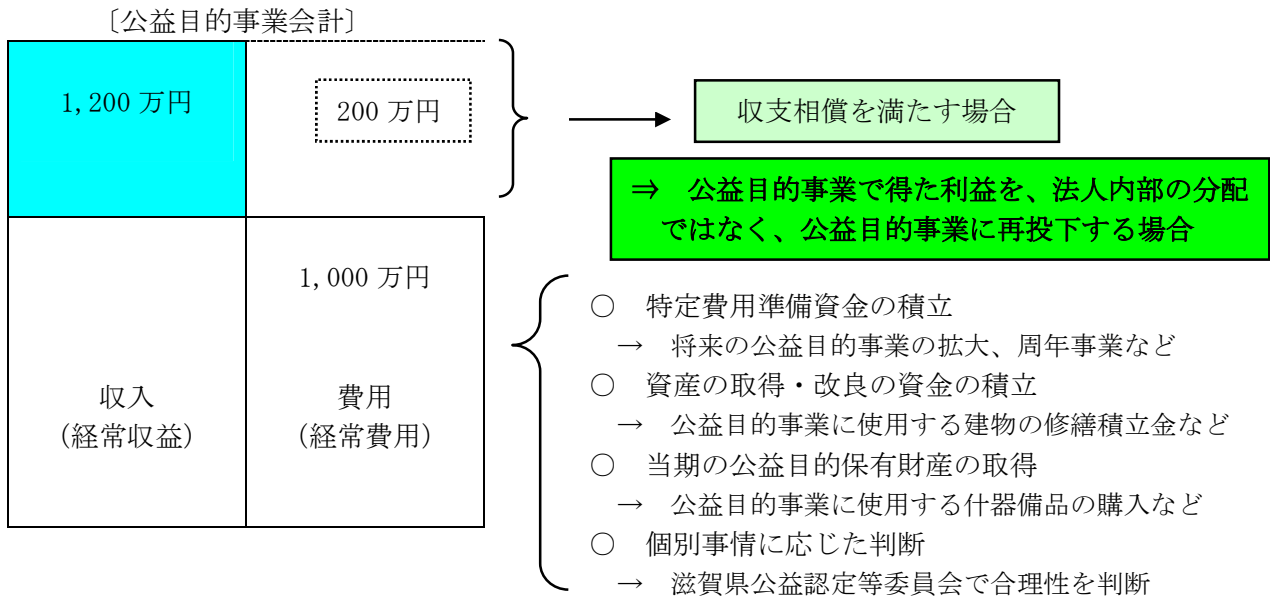
【算定方法】
収支相償かどうかについては、2段階で判断します。まず第1段階では、公益目的事業単位で事業に特に関連付けられる収入と費用とを比較し、次に第2段階で、第1段階を満たす事業の収入、費用も含め、公益目的事業を経理する会計全体の収入、費用を比較します。この場合において、収益事業等がある場合は、その利益の50%相当額を公益目的事業の収益に加算します。

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計		法人会計	合 計
	A事業	B事業	共 通	C事業（収益）	D事業（その他）		
一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
受取会費							
事業収益							
受取寄付金							
雑収益							
経常収益計							
(2) 経常費用							
事業費							
給料手当							
旅費交通費							
減価償却費							
.....							
管理費							
役員報酬							
給料手当							
旅費交通費							
減価償却費							
.....							
経常費用計							
当期経常増減額							
他会計振替額							
.....							

50%相当額



(参考) 指定正味財産を活用した会計処理と公益認定基準について

指定正味財産について

正味財産のうち、「寄附によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課されている場合の当該受け入れた資産の額」は、指定正味財産として、貸借対照表の指定正味財産の部に計上します。

※ 例えば、寄附者等から奨学金給付事業のための積立資産として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭が該当します。

指定正味財産を財源とする資産は、固定資産の中の基本財産あるいは特定資産に区分するとともに、貸借対照表の指定正味財産の部においてそれぞれの充当額を記載します。また、当期中に指定正味財産を受け入れた場合は、当該資産の額を、正味財産増減計算書の指定正味財産の部に「指定正味財産の増」として記載します。

貸借対照表

I 資産の部
1. 流動資産
2. 固定資産
(1) 基本財産
(2) 特定資産
(3) その他固定資産
II 負債の部
1. 流動負債
2. 固定負債
III 正味財産の部
1. 指定正味財産
寄附金
(うち基本財産への充当額)
(うち特定資産への充当額)
2. 一般正味財産

正味財産増減計算書

I 一般正味財産増減の部
1. 経常増減の部
(1) 経常収益
(2) 経常費用
2. 経常外増減の部
当期一般正味財産増減額
...
II 指定正味財産増減の部
受取寄附金
...
一般正味財産への振替額
当期指定正味財産増減額
指定正味財産期首残高
指定正味財産期末残高
III 正味財産期末残高

指定正味財産を財源とする資産について、寄附者等の意思により定められた用途に従う限りにおいて、取り崩して費消することが可能になります。

※ この場合、指定正味財産に課された用途についての制約が解除されることになり、用途の制約が解除された額（＝取り崩し予定額）を指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え（指定正味財産の減）、当該振替額を一般正味財産増減の部（その性格に従い、経常収益又は経常外収益に計上）に記載します。

財務基準への影響

・ 収支相償

収支相償は、一般正味財産増減の部における経常収益と経常費用を比較するもので、指定正味財産増減の部は範囲外になります。

すなわち、指定正味財産を寄附者等が定めた用途の制約に従って取り崩して支出する場合は、その額が指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替えられることになりませんが、通常、一般正味財産増減の部においては経常収益（＝取崩額）と経常費用（＝支出額）が等しくなり、収支相償の問題は生じないことになります。

「事例」 事業の財源として寄附金がある法人の場合

寄附金を指定正味財産とした場合

※ 指定正味財産にするためには、「寄附者の用途の定め」が必要になります。

	X年度
I. 一般正味財産増減の部	
経常収益	5,000,000
経常費用	5,000,000
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
II. 指定正味財産増減の部	
受取寄附金	10,000,000
一般正味財産への振替額	△5,000,000
当期指定正味財産増減額	5,000,000
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	5,000,000
III. 正味財産期末残高	
	5,000,000

収支相償の基準に適合

指定正味財産から経常費用分（5,000,000）を経常収益として振替

※ 寄附金を指定正味財産として処理した方が、収支相償の問題が発生せず、安定した事業運営が見込める。

このような収支相償上の処理は、指定正味財産本体の用途の制約を解除する場合のみならず、当該指定正味財産から生じた果実についても適用することが可能です。

すなわち、「株式のみならずその配当（果実）を〇〇事業に充てる。」という用途の制約が当該株式の寄附者によって課せられている場合において、当期の配当が事業規模を上回ったとしても、助成費に充てられなかった部分については、資産側では特定資産として積み立てられ、その財源は指定正味財産として処理されるため、収支相償の問題は生じないことになります。

「事例」 指定正味財産から生じた果実の整理

指定正味財産で整理する方法

※ 指定正味財産にするためには、「指定正味財産から生じた果実についても、寄附者の用途の定め」が必要になります。

	X年度
I. 一般正味財産増減の部	
経常収益	80
経常費用	80
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
II. 指定正味財産増減の部	
受取寄附金	10,000
特定資産受取利息	100
一般正味財産への振替額	△80
当期指定正味財産増減額	10,020
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	10,020
III. 正味財産期末残高	
	10,020

収支相償の基準に適合

指定正味財産から経常費用分（80）を経常収益として振替

※ 果実も含め寄附金を指定正味財産として処理した方が、収支相償の問題が発生せず、安定した事業運営が見込める。

・ 公益目的事業比率

公益目的事業比率は、一般正味財産増減の部における経常費用で比較するもので、指定正味財産増減の部は範囲外になります。

・ 遊休財産保有制限

取り崩しを前提とした金融資産であっても、それが寄附によって受け入れた財産であり、取り崩しが寄附者の定めた用途の制約に従って行われるなど、「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金」（認定法施行規則 § 22Ⅲ⑥）に該当する場合は、控除対象財産として遊休財産額の算定から控除することが可能になります。

※ この場合、当該金融資産は、指定正味財産の部に計上されます。

【参照条文】

認定法第五条

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

（公益目的事業の収入）

認定法第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

⑧ 公益目的事業比率（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること。

【解説】

公益目的事業比率は、収入ではなく事業の実施に要する費用で計算します。事業費及び管理費（全体）の合計額に占める公益目的事業の実施に要する費用の割合は、50%以上でなければなりません。

公益目的事業比率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供（ボランティア）を受けた際に、実際に人を雇ったとした場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができます。

「事業費と管理費」の計算について

- 公益目的事業比率の計算にあたっては、①公益目的事業に係る事業費の額(公益目的事業会計)と②収入事業等に係る事業費の額(収益事業等会計)、③管理費(法人会計)の額をそれぞれ計算する必要があります。
 - 事業費と管理費の定義は次のとおりです。
 - i) 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用
 - ii) 管理費：法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用
- (管理費の例示)
- 総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事の報酬、会計監査人の監査報酬、会費その他これに類似する負担金等
- 事業費に含むことができる例示としては、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができます。
- 管理部門（注）で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入することができます。
- （注）管理部門とは、法人本部における総務、会計、人事、厚生等の業務を行う部門
- 「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用は、事業への従事割合や使用実態等に即して配賦することができます。
 - 配賦する際の計算の基準は、以下の配賦基準を参考に配賦することになります。

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

50%を下回る場合について

▽ 公益目的事業比率は、法人の活動を費用で換算します。

※ 固定資産取得支出、貸付や借入金返済に伴う支出は費用計上できません。



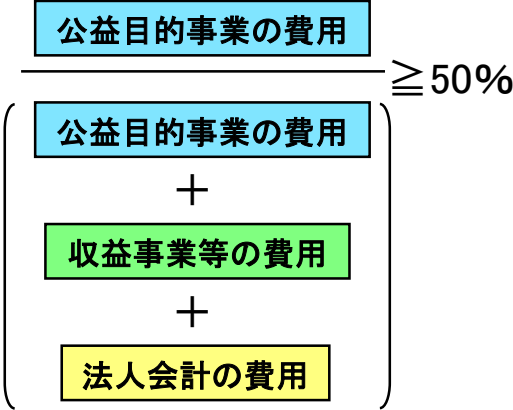
公益目的事業の算定に当たって、以下のものを費用とみなして、分子・分母に算入することが可能です。

- ① 土地の使用に係る費用額（自己所有の賃料相当額を費用擬制）
- ② 融資に係る費用額（無利子・低利融資を行う場合、市場金利との差額を費用擬制）
- ③ 無償の役務提供に係る費用額（ボランティアの人件費を費用擬制）
- ④ 特定費用準備資金への積立額（将来特定の活動を実施するための毎年の積立金）

公益目的事業比率

正味財産増減計算書

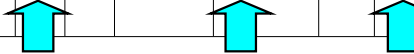
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで



【留意点】

- ・事業の目的のために要する費用(事業従事職員の給与等)は、従来管理費としていたものであっても事業費に計上することができます。
- ・各事業に共通する収益は「共通」欄に記載し、各事業に共通する費用は、合理的な基準により、各事業に配賦(配分)するか、「共通」欄に記載します。

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合 計
	A事業	B事業	共 通	C事業(収益)	D事業(その他)	共 通		
一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益								
受取会費								
事業収益								
受取寄付金								
雑収益								
経常収益計								
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当								
旅費交通費								
減価償却費								
.....								
管理費								
役員報酬								
給料手当								
旅費交通費								
減価償却費								
.....								
経常費用計								
当期経常増減額								
他会計振替額								
.....								



【参照条文】

認定法第五条

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

(公益目的事業比率)

認定法第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率(第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。)が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

⑨ 遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。

【解説】

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な使途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額（若干の調整があります。）を超えてはいけません。

◆ 法人の財産を使途に応じて分類

法人の財産

使途が決まっている。

- (例) ・事業の用に供している土地、建物
- ・将来の公益目的事業のための基金
- ・使途を定められて寄附された資金

・使途が決まっていない。

- (例) ・特に用途を定めていない預金、流動資産

控除対象財産

【貸借対照表】

資産	負債
正味財産	

遊休財産額は、[資産] - [負債] - [控除対象財産] を基礎として算定

使途なし⇒遊休財産

使途あり⇒控除対象財産

遊休財産額保有制限

特定の目的・使途を持たずに保有している財産は、公益目的事業の費用1年分を超えないこと

正味財産

特定の目的・使途の定まった財産

≤ 公益目的事業の費用 (1年分)

控除対象財産

貸借対照表

平成 年 月 日現在

科目	金額	(使用目的)
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		運転資金
流動資産合計		
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
建物		A事業の実施
投資有価証券		満期保有目的で保有し、運用益はB事業の財源
基本財産合計		
(2) 特定資産		
退職給付引当資産		
〇〇記念事業積立資産		D事業の一環として、H25年度に実施(特定費用準備資金)将来の損失に備え積立
財政調整積立金		
特定資産合計		
(3) その他固定資産		
投資有価証券		
その他固定資産合計		
固定資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		
2. 固定負債		
退職給付引当金		
固定負債合計		
負債合計		
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
指定正味財産合計		
(うち基本財産への充当額)	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()
2. 一般正味財産		
(うち基本財産への充当額)	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()
正味財産合計		
負債及び正味財産合計		

【留意点】

遊休財産額の算定において、退職給付引当金(負債)に相当する退職給付引当資産(資産)は、負債とともに控除されるため、遊休財産額には該当しません。

【参照条文】

認定法第五条

- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

(遊休財産額の保有の制限)

認定法第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

- 2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

(遊休財産額)

認定法施行規則第二十二條

- 2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。
- 一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。第三十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額
 - 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。
- 一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産
 - 二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
 - 三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）
 - 四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）
 - 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているもの
 - 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金
- 4 前項第三号に掲げる財産については、第十八条第三項から第五項までの規定を準用する。
(以下略)

○ 法人の機関に関するもの

⑩⑪ 同一親族及び同一団体関係者がそれぞれ理事又は監事の3分の1を超えないこと。

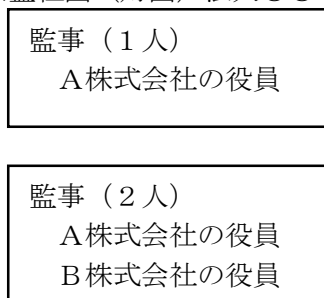
【解説】

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すべき公益社団・財団法人が実質的に特定の者の利益を代表することがないように、理事（監事についても同様）については、当該理事及び配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものを含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならないとされています（認定法 § 5 ⑩）。

また、公益社団・財団法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益社団・財団法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあるため、他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の関係者が理事及び監事に占める割合について、各々の総数の3分の1を超えてはならないという制限が設けられています（認定法 § 5 ⑪）。

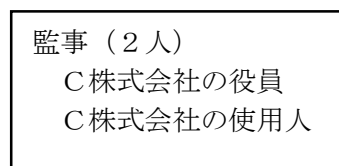
〔監事が1～2人の場合の他の同一の団体（3分の1規定）の取扱い〕

公益社団（財団）法人○○



本基準を満たす

公益社団（財団）法人○○



本基準を満たさない

【参照条文】

認定法第五条

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

（理事と特別の関係がある者）

認定法施行令第四条 法第五条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 前二号に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

⑫ 一定の基準（負債が50億円以上等）を満たす場合に会計監査人を設置していること。

【解説】

公益社団・財団法人には、一般社団・財団法人以上に適正な財産の使用や会計処理が求められるため、公益認定基準において会計監査人を置くことが定められています（認定法 § 5 ⑫）。

しかしながら、会計監査人の設置が費用負担を伴うものであること等にかんがみ、①収益の額が1,000億円未満、②費用及び損失の額の合計額が1,000億円未満、③負債の額が50億円未満のすべての要件を充たす場合には会計監査人の設置は義務付けられていません（認定法施行令 § 6）。

（注）負債の額が200億円を上回る場合には、一般社団・財団法人であっても会計監査人の設置が義務付けられています（法人法 § 2、§ 62、§ 171）。

【参照条文】

認定法第五条

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

（会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準）

認定法施行令第六条 法第五条第十二号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げるものとし、同条第十二号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる勘定の額に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円
- 二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 千億円
- 三 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあっては同条第三号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 五十億円

⑬ 役員報酬等が不当に高額とならないような支給基準を定めていること。

【解説】

公益社団・財団法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益社団・財団法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適当ではありません。そのため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものにならないよう支給の基準を定めていることが公益認定基準として定められており、当該支給基準は公表するとともに、当該支給基準に従って報酬等を支給することが必要になります（認定法 § 5 ⑬、§ 20）。

支給基準には、理事等各人の報酬額まで定める必要はありませんが、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法等が明らかになるように定める必要があります。

報酬等とは、法人の理事、監事又は評議員としての職務遂行の対価に限られ、当該法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれません。理事等に対するお車代は、交通費実費相当額を支給する場合は報酬等には該当しませんが、交通費実費相当額を超えて支給する場合（例えば、理事等に対し、一律に支給する日当など）は、報酬等に含まれます。

なお、報酬等の支給基準を定めるといっても、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題はありません。その場合は、定款又は支給基準に無報酬である旨を定めることとなります。

[支給基準の記載例]

理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、定款第〇条の規定に基づき、この法人の理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 この法人は、役員又は評議員としての職務執行の対価として報酬を支給する。

2 常勤理事の報酬は月額とし、非常勤理事及び監事に対しては理事会への出席の都度、定額を支給する。

3 評議員に対しては、評議員会への出席の都度、定額を支給する。

4 役員及び評議員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の算定方法)

第3条 常勤理事の報酬は別表の区分に応じ、それぞれに定める額の範囲内において理事会が決定し、非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は1日当たり〇〇〇円とする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤理事の報酬はその月の月額の全額を毎月〇日に支給し、非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は会議への出席の都度支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で、直接、役員及び評議員に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員及び評議員の報酬から控除すべき額がある場合には、その役員及び評議員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

2 役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会（社員総会）の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規程は、一般財団法人（一般社団法人）〇〇〇の設立の登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇〇円以内
副理事長	月額 〇〇〇円以内
専務理事	月額 〇〇〇円以内

【参照条文】

認定法第五条

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

⑭ 社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。

【解説】

イ 社員の資格の得喪に関する制限

公益社団法人が社員資格を合理的な理由なく限定している場合には、社員総会の構成員である社員の意思が一定の傾向を有することで、当該法人が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益社団法人本来の目的に反した業務運営を行うおそれが生じることから、「社員の資格の得喪」に関して、当該法人の目的に照らし「不当な条件」を付していないことが公益認定基準として定められています。

ロ 社員資格に関する他の制限

公益社団法人が社員の有する議決権について、不当に差別的な差異を設けると、議決権行使の結果が一定の傾向を有することで、当該法人が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益社団法人本来の目的に反した業務運営を行うおそれが生じることから、社員が有する議決権に関して、不当に差別的な取扱いをしないことが公益認定基準として定められています。

また、同様に、社員が法人に提供する財産額に応じて社員の議決権に差異を設けると、資力を有する一部の社員によって社員総会の運営が恣意的になされるおそれが大きくなることから、社員が有する議決権に関して、社員が法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないことが公益認定基準として定められています。

ハ 不特定かつ多数の者の利益の増進のため、公益社団・財団法人には、行政庁の認定を受けていない一般社団・財団法人に比べより適正なガバナンスが強く求められますが、仮に、公益社団法人が理事会を設置しておらず、理事を単独の業務執行機関とすると、理事が法人の目的に反する恣意的な業務運営を行っても、これを抑止することが困難となるおそれが生じることから、理事会を置いていることが公益認定基準として定められています。なお、一般財団法人（公益財団法人）は、必ず理事会を設置する必要があります（法人法 § 170 I）。

公益社団法人の機関

①	社員総会	理事	理事会	監事	
②	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

公益財団法人の機関

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人

【参照条文】

認定法第五条

十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

○ 法人の財産に関するもの

⑮ 他の団体の意思決定に関与可能な財産（株式等）を過半数保有していないこと。

【解説】

株式等の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配することにより、公益目的事業比率が50%以上という基準を潜脱することを防ぐため、公益社団・財団法人による他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限する公益認定基準が定められています。

なお、公益社団・財団法人がある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合、例えば無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することで本基準を満たすことが可能になります。

【参照条文】

認定法第五条

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

⑯ 公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。

【解説】

公益社団・財団法人が公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合に、その安易な処分を認めれば、当該事業の実施に支障が生じるおそれがあるため、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合には、公益社団・財団法人みずからが、当該財産の維持および処分の制限に係る必要な事項を定款で定めていることを公益認定基準としています。

(例) 不可欠な特定財産

- ・ 一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品
- ・ 歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等

不可欠な特定財産がある場合、財産目録には、基本財産かつ不可欠特定財産である旨、公益認定前に取得した財産については、その旨もあわせて記載する必要があります。

なお、金融資産や通常土地・建物は、処分又は他目的への利用の可能性などから必ずしも不可欠な特定という性質はないと考えられることから、法人において基本財産として定めることは可能ですが、不可欠な特定財産には該当しません。

【参照条文】

認定法第五条

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

⑰ 公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額（※）に相当する財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。

（※）公益目的事業のために受けた寄附金等の残額

⑱ 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

【解説】

公益社団・財団法人が公益認定を取り消された場合は、一般社団・財団法人として存続しますが、公益認定後に取得した財産には、公益目的事業に費消等されることを期待した寄附者等により取得、形成されたものが含まれており、当該財産を公益目的事業のために使用、処分することを担保するための仕組みとして、公益認定取消し等の場合に、公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち未だ費消又は譲渡していないものの額(公益目的取得財産残額)を類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人等に対して贈与する旨を定款で定めていることを公益認定基準としています。

また、公益社団・財団法人が解散した後に残余財産がある場合には、これを公益目的事業のために使用、処分することが寄附者等の意思に沿うものと考えられるため、公益社団・財団法人の残余財産を、類似事業を目的とする他の公益社団・財団法人等に贈与する旨を定款で定めていることを公益認定基準としています。

なお、定款における「公益認定の取消し等に伴う贈与」の規定は、変更することはできません（認定法 § 30⑤）。

【参照条文】

認定法第五条

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

第3章 公益社団・財団法人の運営について

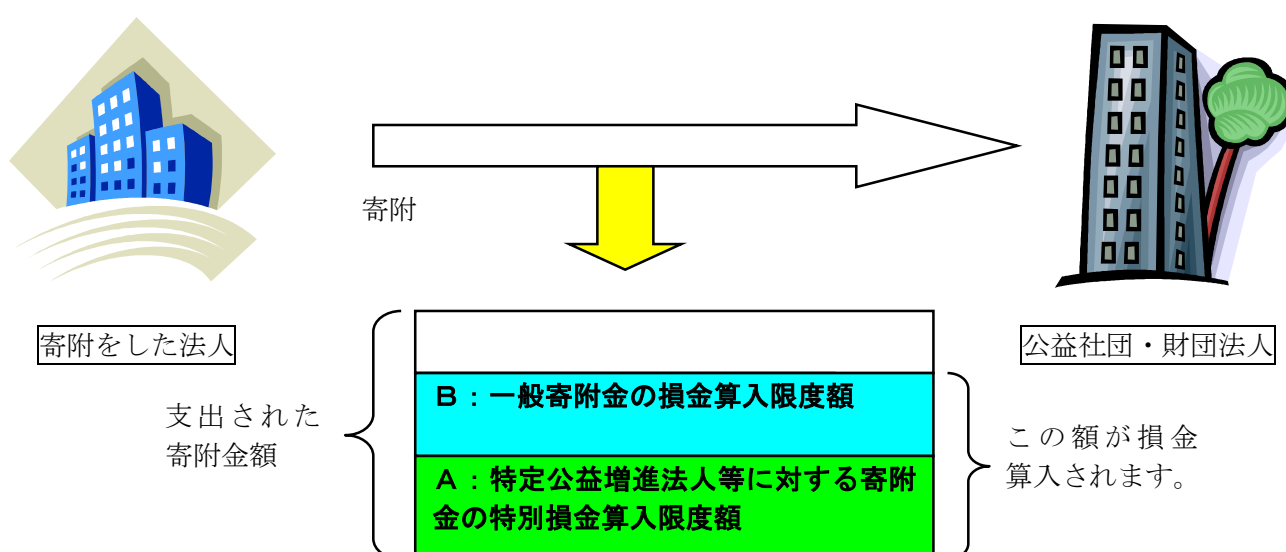
1. 公益社団・財団法人への寄附に関する税制支援

公益社団・財団法人への寄附に関する寄附金税制優遇について

公益社団・財団法人は、すべて税法上の「特定公益増進法人」に該当し、公益社団・財団法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、寄附金税制優遇が認められ、「法人（民間企業等）からの寄附」と「個人からの寄附」のそれぞれについて、次のように定められています。

・ 法人（民間企業等）からの寄附の場合

支出された寄附金について、その一部（下記のA+Bの額を限度として）を損金算入すること（損金算入が認められる分だけ、課税対象額が減少します。）ができます。



【株式会社の例】

$$A : (\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1/2$$

$$\text{※ 所得基準額} = \text{所得金額} \times 6.25/100$$

$$\text{※ 資本基準額} = \text{資本金等の額} \times \text{当期月数} / 12 \times 3.75 / 1,000$$

※ 他の特定公益増進法人及び認定NPO法人等に対する寄附金とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

$$B : (\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1/4$$

$$\text{※ 所得基準額} = \text{所得金額} \times 2.5/100$$

$$\text{※ 資本基準額} = \text{資本金等の額} \times \text{当期月数} / 12 \times 2.5 / 1,000$$

※ Aの限度額により損金算入されなかった部分について、他の寄附金（注）とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

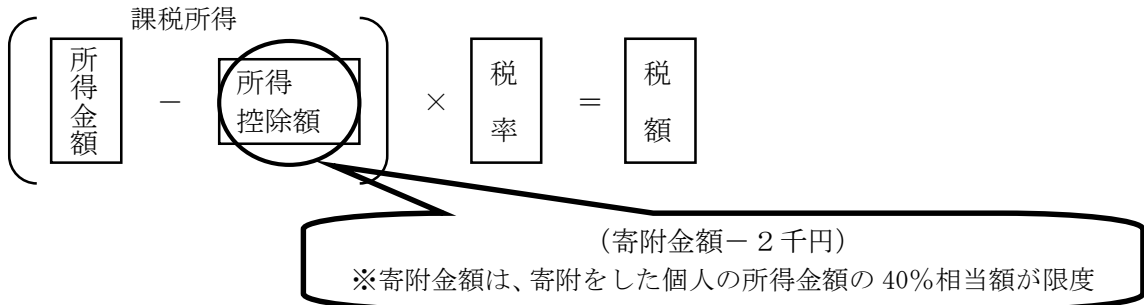
（注）次の寄附金以外の寄附金を指します。

国・地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人等に対する寄附金

・ 個人からの寄附の場合

① 所得税に関する寄附金税制優遇

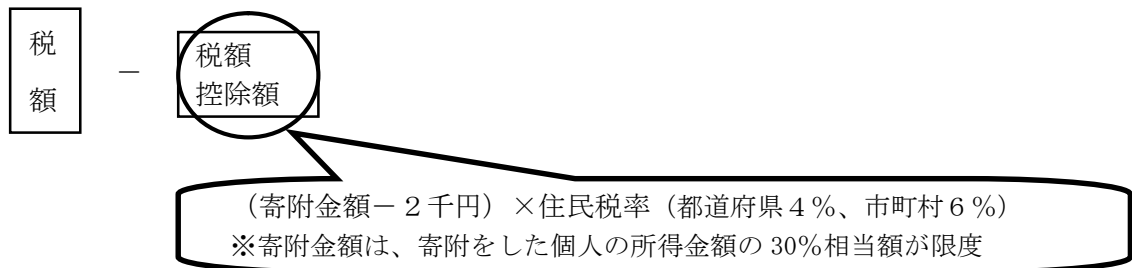
支出された寄附金について、課税所得算出時に、（寄附金額－2千円）の額が所得金額から控除（所得控除）されます。



「寄附金額」には、国・地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

② 住民税に関する寄附金税制優遇

都道府県・市町村の条例等において、住民税に関する寄附金税制優遇対象として規定されている公益社団・財団法人の場合、支出された寄附金について、（寄附金額－2千円）×住民税率の額が税額から控除（税額控除）されます。



「寄附金額」には、地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

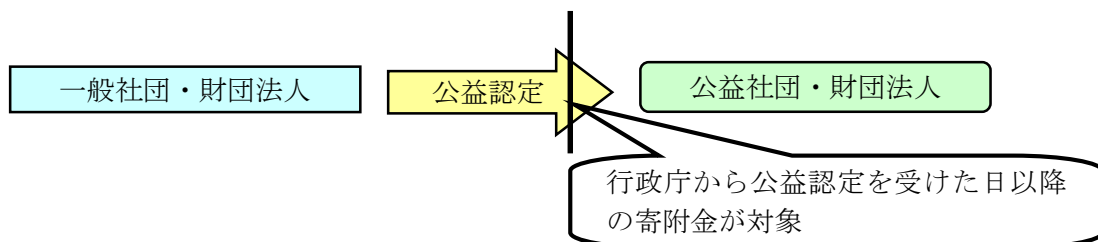
【滋賀県における個人県民税の取扱い】

滋賀県内に事務所等を有する公益社団・財団法人（県外に主たる事務所等を有し、県内に事務所等を有する公益社団・財団法人は、県に届出があったものに限る。）は寄附金税制優遇の対象になり、個人県民税の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出した寄附金について、個人県民税（所得割）の税額控除の適用を受けることができます。

詳しくは、滋賀県総務部税政課又は県内の各県税事務所にお問い合わせください。

税制優遇制度が適用されるタイミングについて

寄附金税制優遇は、一般社団・財団法人が公益認定を受けた日から適用されます。



所得税の税額控除制度について

従来は、個人が公益社団・財団法人へ寄附金を支出した場合、所得税の所得控除制度が適用されていましたが、平成 23 年 6 月に施行された平成 23 年度税制改正において、所得税の税額控除制度が創設されています。

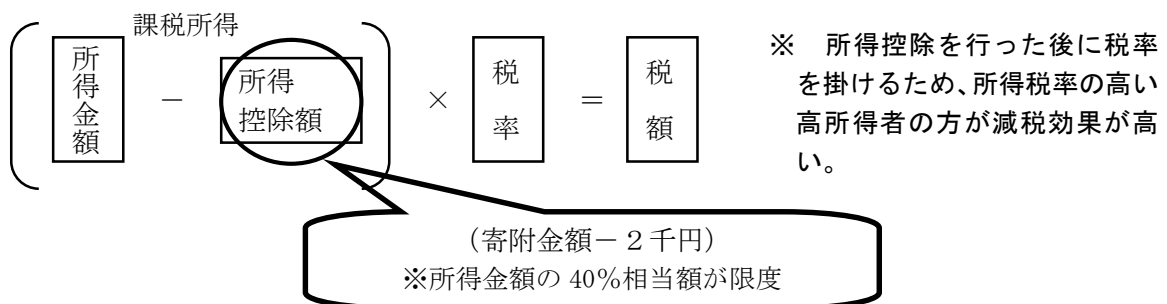
これにより、個人が P S T 要件（※）を満たす公益社団・財団法人へ寄附金を支出した場合、従来からの所得控除制度に加えて、税額控除制度の選択適用が可能になっています。

この税額控除制度は、特に小口の寄附者にとって減税効果が高いのが特徴になっており、減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、公益社団・財団法人の公益活動の主要な原資である寄附金収入が拡大することが見込まれます。

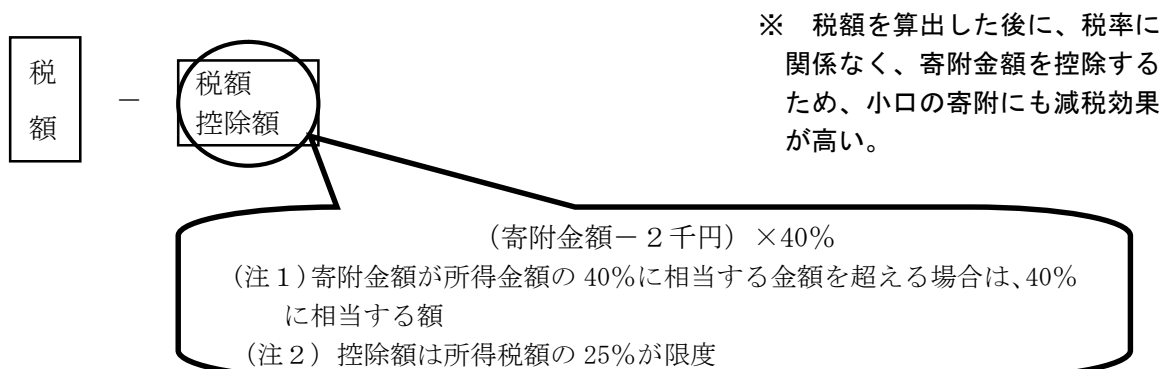
なお、公益社団・財団法人が、この税額控除制度の対象になるためには、行政庁から対象法人であることの証明を受ける必要があります。

[所得控除と税額控除の比較]

○ 所得控除



○ 税額控除



(例) 所得 500 万円の者が、公益社団・財団法人に対して 1 万 5 千円を寄附した場合

- 所得控除の場合の減税効果：2,600 円
- 税額控除の場合の減税効果：5,200 円 ←減税効果が倍増 (2,600 円)

※ P S T要件とは

直近に終了した事業年度を含む5事業年度（※）において、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

<要件1>年に3,000円以上支出した寄附者が各年平均で100人以上いること。

<要件2>年間収入に占める寄附金等収入の比率が1/5以上であること。

※ 平成23年～25年の申請においては、2事業年度とすることもできます。

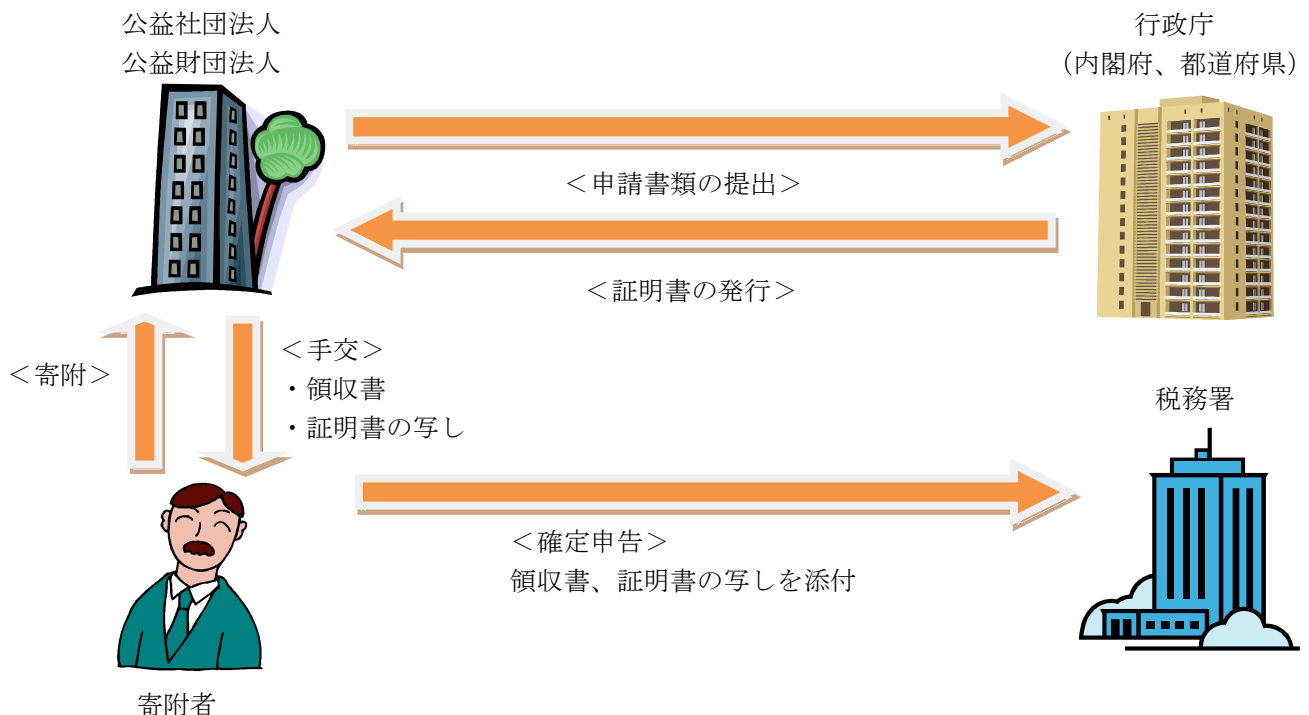
また、設立から間もなく、これまでの事業活動期間が5年間に満たない法人は、設立の日から直近に終了した事業年度の終了日までの間（1年未満でも可）で判定を行います。

○ 行政庁による証明を受けるには

税額控除の対象法人となるには、まず、公益認定を受けた行政庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、行政庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。

当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。その間、税額控除に係る新たな書類の提出は必要ありません。



○ 証明を受けた後の情報開示

以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。（認定法において定められている財産目録等と同様の扱いですが、行政庁への毎年の提出義務等はありません。）

- ・ 従業員給与支給規程
- ・ ①役員②役員と親族関係を有する者③役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
- ・ 他の法人へ支出した寄附金の額、相手先、支出年月日

※ 該当する項目がなく、書類を作成していない場合には、閲覧に供する必要はありません。

2. 定期提出書類の作成・提出・備え置きについて

公益社団・財団法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められることから、その事業運営において透明性が確保されていなければなりません。このような観点から、公益社団・財団法人は、事業計画書、事業報告等に関する書類の作成・提出・備え置きが求められています。

① 事業計画書等

公益社団・財団法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に備え置く必要があります（認定法 § 21 I、認定法施行規則 § 27）。

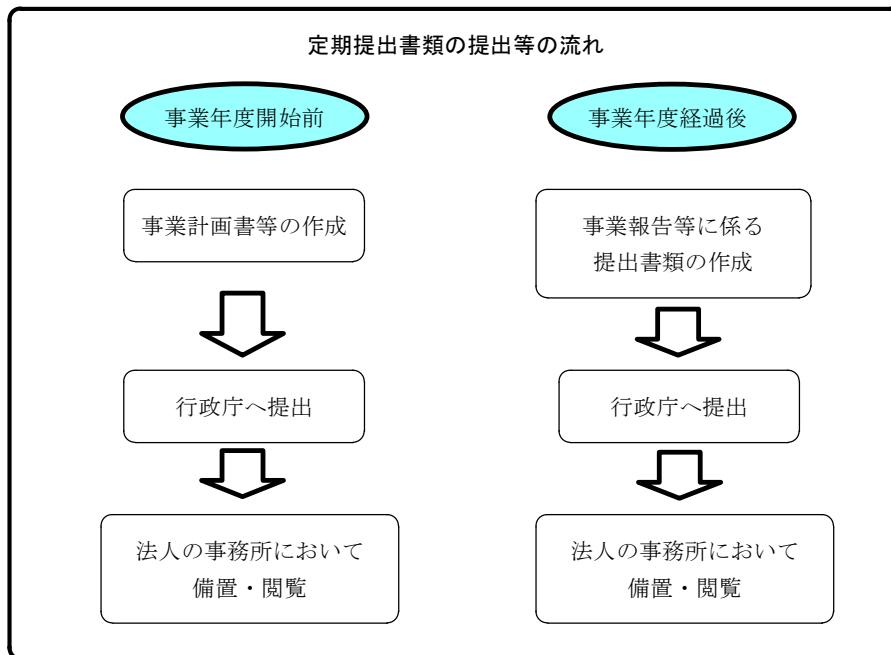
さらに、事業計画書等については毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁へ提出する必要があります（認定法 § 22 I）。

② 事業報告等

公益社団・財団法人は、法人法で定める計算書類等（貸借対照表及び正味財産増減計算書、事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）のほか、毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に、これらの書類の写しを3年間従たる事務所に備え置く必要があります（認定法 § 21 II、認定法施行規則 § 28 I）。

さらに、財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿並びに計算書類等については毎事業年度経過後3箇月以内に、行政庁に提出する必要があります（認定法 § 22 I）。

（注）会計監査人の設置が義務づけられている法人は、上記のほか、キャッシュ・フロー計算書等の作成が必要です。



3. 公益法人会計基準について

公益社団・財団法人について、特定の会計基準の適用が義務付けられていることはありません(注)が、どのような会計基準を選択する場合であっても、収益事業等の区分経理(認定法 § 19)、公益目的で保有する財産の表示(認定法 § 18⑦)等が必要なため、平成 20 年 4 月 11 日に内閣府公益認定等委員会が公表した「公益法人会計基準について」(以下「平成 20 年会計基準」といいます。)を適用することが会計処理の利便に資するものと考えられます。

(注) 法令上作成が必要な書類や公益認定基準のうち財務会計関係の基準は、損益計算をベースとしており、現金収支ベースで作成する計算書類では、法律で求められている書類とはみなされませんので、損益計算を基礎とした会計基準に基づき、計算書類等を作成する必要があります。

平成 20 年会計基準及び同基準の運用指針には、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいいます。)及び附属明細書並びに財産目録の作成基準、様式等が定められており、本書では、これらの「様式」、「科目及び取扱要領」をそれぞれを記載していますが、このうちキャッシュ・フロー計算書については、認定法第 5 条第 12 号の規定により会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の法人は作成を要しないため、ここでは説明を省略しています。

※ 公益社団・財団法人が作成する収支予算書については、平成 20 年会計基準に対応した正味財産増減計算書の方法で作成するとともに、収益事業等の区分経理への対応として、各事業費と管理費を区分して経理することが求められています。

【公益認定等ガイドライン】

18. 認定法第 19 条関係<収益事業等の区分経理>

(1) 認定法第 19 条の「各収益事業等ごとに特別の会計として経理する」際の事業単位については、当該法人の収益事業等のうち、まず①収益事業と②その他の事業(注)を区分し、次に必要に応じ、事業の内容、設備・人員、市場等により、更に区分する。①は関連する小規模事業又は付随的事業を含めて「〇〇等事業」とすることができる。②については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの(雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業)はまとめて「その他事業」とすることができる。

(注) ①の「収益事業」とは、一般的に利益を上げることが事業の性格とする事業である。②の「その他の事業」には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。例えば、構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは②その他の事業である。

(2) 計算書類の作成について、①損益計算書(正味財産増減計算書)は、内訳表において会計を公益目的事業に関する会計(公益目的事業会計)、収益事業等に関する会計(収益事業等会計)及び管理業務やその他の法人全般に係る事項(公益目的事業や収益事業等に属さない事項)に関する会計(法人会計)の 3 つに区分し、更に上記(1)の区分に応じて収益事業等ごとに表示する。内訳表においては公益目的事業も事業ごとに表示する。認定法第 7 条第 2 項第 2 号の「収支予算書」の作成も同様とする。②貸借対照表は、収益事業等から生じた収益のうち 50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人については、内訳表において会計を公益目的事業に関する会計(公益目的事業会計)、収益事業等に関する会計(収益事業等会計)及び管理業務やその他の法人全般に係る事項(公益目的事業や収益事業等に属さない事項)に関する会計(法人会計)の 3 つに区分して表示する。

(1) 貸借対照表
(様式1-1)

貸借対照表
平成 年 月 日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
.....			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地			
.....			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
〇〇積立資産			
.....			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
.....			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
.....			
流動負債合計			
2. 固定負債			
退職給付引当金			
.....			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金			
.....			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

定款において基本財産と定められた資産は基本財産に区分する必要があります。

特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目で特定資産に区分する必要があります。

資産合計と負債及び正味財産合計は一致します。

対応する資産は、基本財産又は特定資産に区分する必要があります。

うち書き記載された充当額の合計は、固定資産の部の基本財産の合計額と一致します。

(様式1-2)

収益事業等の利益額の50%超を公益
目的事業会計に繰り入れた場合に作
成が必要です。

公益認定を受けた区分と一致させる
必要があります。

貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
II 負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)	()	()	()		()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()		()
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	()	()	()		()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()		()
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

会計区分間における内部貸借取引の
残高を相殺消去します。

(作成上の留意事項)

・ 法人会計区分は、管理業務に関するものやその他の法人全般に係る(公益目的事業会計・収益事業等会計に区分できないもの)ものを表示するものとする。

【財務諸表の科目】

※ ここに示した財務諸表を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができます。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には省略することができます。（以下、すべての様式について同様です。）

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領	
大科目	中科目		
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金等	
	受取手形		
	未収会費		
	未収金		
	前払金		
	有価証券		
固定資産	貯蔵品	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く。）	
	基本財産		定款において基本財産と定められた資産
	土地		満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む。）で基本財産と定めたもの 特定の目的のために用途等に制約を課した資産
投資有価証券			
特定資産	退職給付引当資産	退職給付を支払うための特定預金等	
その他固定資産	〇〇積立資産	特定の目的のために積み立てられた資産（特定費用準備資金、資産取得資金等を含む。）	
	建物	建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む。）	
	構築物		
	車両運搬具		
	什器備品		
	土地		
	建設仮勘定		
	借地権		
	電話加入権		
	敷金		
	保証金		
	投資有価証券		
	子会社株式		
関連会社株式			

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大科目	中科目	
流動負債	支払手形 未払金 前受金 預り金 短期借入金 1年内返済予定長期借入金 賞与引当金	事業費等の未払額 受取会費等の前受額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金 返済期限が貸借対照表日後1年以内となった長期借入金
固定負債	長期借入金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 受入保証金	返済期限が貸借対照表日後1年超の借入金 退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大科目	中科目	
指定正味財産	国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 寄付金 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	寄付者等(会員等を含む。)によりその用途に制約が課されている資産の受入額 指定正味財産合計のうち基本財産への充当額 指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
一般正味財産	一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	正味財産から指定正味財産を控除した額 一般正味財産合計のうち基本財産への充当額 一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

(2) 正味財産増減計算書
(様式2-1)

正味財産増減計算書
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
.....			
特定資産運用益			
.....			
受取会費			
.....			
事業収益			
.....			
受取補助金等			
.....			
受取負担金			
.....			
受取寄付金			
.....			
経常収益計			
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			
臨時雇賃金			
退職給付費用			
.....			
管理費			
役員報酬			
給与手当			
退職給付費用			
.....			
経常費用計			
評価損益等調整前当期経常増減額			
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額			
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
.....			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
.....			
一般正味財産への振替額			
.....			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			

経常収益計と経常費用計との差額に評価損益等計を加減算した額を記載します。

当期経常増減額に当期経常外増減額を加減算した額を記載します。

貸借対照表の「一般正味財産」(当年度)と一致します。

貸借対照表の「指定正味財産合計」(当年度)と一致します。

貸借対照表の「正味財産合計」(当年度)と一致します。

(様式2-2)

正味財産増減計算書内訳書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											
中科目別記載											
受取負担金											
中科目別記載											
受取寄付金											
中科目別記載											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
中科目別記載											
.....											
管理費											
中科目別記載											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前当期経常増減額											
基本財産評価損益等											
特定資産評価損益等											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
中科目別記載											
経常外収益計											
(2) 経常外費用											
中科目別記載											
経常外費用計											
当期経常外増減額											
他会計振替額											
税引前当期一般正味財産増減額											
法人税、住民税及び事業税											
当期一般正味財産増減額											
一般正味財産期首残高											
一般正味財産期末残高											
II 指定正味財産増減の部											
受取補助金等											
.....											
一般正味財産への振替額											
.....											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											

公益認定を受けた区分と一致させる必要があります。

会計区分間における内部取引高を相殺消去します。

収益事業等会計及び法人会計から公益目的事業会計への振替額を記載します。
 なお、公益目的事業会計から収益事業等会計及び法人会計への振替はできません。

(作成上の留意事項)
 ・法人会計区分は、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る(公益目的事業会計・収益事業等会計に区分できないもの)収益・費用を表示するものとする。

【財務諸表の科目】

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大科目	中科目	
経常収益		
基本財産運用益	基本財産受取利息 基本財産受取配当金 基本財産受取賃貸料	基本財産の運用益
特定資産運用益	特定資産受取利息 特定資産受取配当金 特定資産受取賃貸料	
受取入会金	受取入会金	
受取会費	正会員受取会費 特別会員受取会費 賛助会員受取会費	
事業収益	〇〇事業収益	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金 受取補助金等振替額	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの
受取負担金	受取負担金 受取負担金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
受取寄付金	受取寄付金 募金収益 受取寄付金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
雑収益	受取利息 有価証券運用益 雑収益	売買目的で保有する有価証券に係る評価益及び売却益
経常費用		
事業費		事業の目的のために要する費用 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する。

<p>管理費</p>	<p>給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費 有価証券運用損 雑費</p> <p>役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払寄付金</p>	<p>売買目的で保有する有価証券に係る評価損及び売却損</p> <p>各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用</p>
------------	--	--

基本財産評価損益等	支払利息 雑費 基本財産評価損益等	一般正味財産を充当した基本財産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益
特定資産評価損益等	特定資産評価損益等	一般正味財産を充当した特定資産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益
投資有価証券評価損益等	投資有価証券評価損益等	投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益
経常外収益 固定資産売却益	建物売却益 車両運搬具売却益 什器備品売却益 土地売却益 借地権売却益 電話加入権売却益	固定資産の売却による売却差益
固定資産受贈益	土地受贈益 投資有価証券受贈益	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む。
経常外費用 固定資産売却損	建物売却損 車両運搬具売却損 什器備品売却損 土地売却損 借地権売却損 電話加入権売却損	固定資産の売却による売却差損
固定資産減損損失	土地減損損失 投資有価証券減損損失	
災害損失	災害損失	
他会計振替額		内訳表に表示した収益事業等からの振替額

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大科目	中科目	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	使途が制約されている補助金等の受入額
受取負担金	受取負担金	
受取寄付金	受取寄付金	
固定資産受贈益	土地受贈益 投資有価証券受贈益	
基本財産評価益	基本財産評価益	指定正味財産を充当した基本財産の評価益
特定資産評価益	特定資産評価益	指定正味財産を充当した特定資産の評価益
基本財産評価損	基本財産評価損	指定正味財産を充当した基本財産の評価損
特定資産評価損	特定資産評価損	指定正味財産を充当した特定資産の評価損
一般正味財産への振替額	一般正味財産への振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額

(3) 財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
.....

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
.....
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
.....
- (3) 固定資産の減価償却の方法
.....
- (4) 引当金の計上基準
.....
- (5) 消費税等の会計処理
.....
.....

初めて平成20年会計基準を適用した事業年度においては、「重要な会計方針」の冒頭に、「当事業年度から「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）を採用している」旨を明示します。

重要な会計方針の変更がある場合に、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額について注記します。

3. 会計方針の変更
.....

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 土 地				
小 計				
特定資産 退職給付引当資産				
小 計				
合 計				

貸借対照表の該当科目の金額と一致する必要があります。

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産 土 地 ……………)	—
)	—
小 計		()	()	—
特定資産 退職給付引当資産 〇〇積立資産 ……………		—	—	()
		()	()	—
		()	()	()
小 計		()	()	()
合 計		()	()	()

貸借対照表の該当科目の金額と一致する必要があります。

貸借対照表の指定正味財産合計と一致する必要があります。

6. 担保に供している資産

…… (資産) ×××円 (帳簿価額) は、長期借入金×××円の担保に供している。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 …………… ……………			
合 計			

貸借対照表の該当科目の金額と一致する必要があります。

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金 …………… ……………			
合 計			

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務
 ○○○に対する保証債務は、×××円である。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債 ○○株式会社社債			
合 計			

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 ○○補助金	○○○ ○○○					指定正味財産 流動負債 ○○○ ○○○ ○○○
助成金 ○○助成金	○○○ ○○○					
○○○	○○○					
合 計						

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 減価償却費計上による振替額	
経常外収益への振替額 目的達成による指定解除額	
合 計	

正味財産増減計算書の該当科目の金額と一致する必要があります。

13. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

種類	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員 の兼 務等	事業 上の 関係				
										(注)	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)

- ・ 関連当事者に対する債権については、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高、当期の貸倒引当金繰入額等、当期の貸倒損失等の項目を開示する。ただし、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高及び当期の貸倒引当金繰入額等については、当該者の経営状態等に重大な問題が生じていない場合には、開示の対象とはしないこととする。
- ・ 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、上記取り扱いに準じて開示する。
なお、開示にあたっては、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

14. 重要な後発事象

.....

事業年度終了後に資産、負債及び正味財産の増減に重要な影響を及ぼす事象がある場合に、重要な後発事象として注記します。

15. その他

.....

(4) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地 建物 … …				
	基本財産計				
特定資産	退職給付引当資産 〇〇積立資産 … …				
	特定資産計				

貸借対照表の該当科目の金額と一致する必要があります。

(記載上の留意事項)

- 基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしている場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。
- 重要な増減がある場合には、その理由、資産の種類具体的な内容及び金額の脚注をするものとする。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金 …					

貸借対照表の該当科目の金額と一致する必要があります。

(記載上の留意事項)

- 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- 「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
- 引当金について、財務諸表の注記において記載している場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。

(5) 財産目録

財産目録
平成 年 月 日現在

公益認定の内容と一致する必要があります。

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	×××
	預金	普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金として	×××
流動資産合計				×××
(固定資産)				
基本財産				
	土地	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1	公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。	×××
	建物	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建	3～4階部分：公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。 1～2階部分：△△事業に使用している。	×××
	美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得	公益目的保有財産であり、〇〇事業に供している。認定前に取得した不可欠特定財産である。	×××
特定資産				
	投資有価証券	第〇回利付国債他	公益目的保有財産であり、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
	〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	×××
	〇〇積立資産	××社債	満期保有目的で保有し、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
		〇〇株式	寄付により受け入れた株式であり、長期間保有することにより、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
その他固定資産				
	建物	〇〇㎡ 東京都△△区▲▲4-6-2	公益目的保有財産であり、〇〇事業に使用している。	×××
	什器備品	〇〇 1点	公益目的保有財産であり、公益目的事業、収益事業等、管理業務で使用している共有資産である。	×××
固定資産合計				×××
資産合計				×××
(流動負債)				
	未払金	〇〇に対する未払額	〇〇事業に供する備品購入の未払い分	×××
	短期借入金	〇〇銀行〇〇支店	運転資金	×××
流動負債合計				×××
(固定負債)				
	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員〇〇名に対する退職金の支払いに備えたもの	×××
	長期借入金	〇〇銀行〇〇支店	△△事業に供する建物を取得するための借入れ	×××
固定負債合計				×××
負債合計				×××
正味財産合計				×××

貸借対照表の該当科目の金額と一致する必要があります。

(記載上の留意事項)

- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、貸借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
土地			〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 ×××円	〇〇事業 (△△事業と共有)
建物			〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建の3~4階部分 ×××円	〇〇事業
美術品	〇〇像 ×××円 〇〇図 ×××円			〇〇事業
...				
合計	×××円		×××円	

【参照条文】

認定法施行規則第十九条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができる。

よくある誤解への回答

新たに一般社団・財団法人を設立し、公益社団・財団法人を目指す法人からよくあるお問い合わせについてご説明します。

【質問①】

当法人は、設立間もない新設法人であるため、過去の活動実績がありません。このような法人でも公益認定を受けることは可能でしょうか。

また、申請書の記載の際に注意した方が良い点があれば、教えてください。

【回答①】

1. 公益認定の審査は、申請法人の公平性を保つため、既存法人、新設法人のいずれにも同様の基準を適用して行っており、活動実績が全くない事業でも事業計画が明確であれば、公益認定を受けることは可能です。
2. ただし、新設法人の場合は、これまでの活動実績がないことから、特に「財政基盤の明確化」（経理的基礎）、「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」（技術的能力）について、申請法人からより具体性のある説明をしていただくことで、事業計画の実現性について判断することになります。

なお、添付書類について、一般社団・財団法人が設立事業年度に申請する場合で、当該事業年度が1年未満の場合は、翌事業年度（1年間）の事業計画書と収支予算書の提出が必要になります。

公益認定の申請は、一般社団・財団法人であれば、その設立の時期にかかわらず行うことが可能ですが、申請の際には、法人の成立の日における貸借対照表や財産目録等の書類のほか、登記事項証明書を提出する必要がありますので、少なくともこれらの書類を作成又は取得した後に申請することになります。

【質問②】

公益社団・財団法人になった後に取消処分を受けると、法人のほとんどの財産が没収されてしまうのですか。

【回答②】

1. 公益社団・財団法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といい、例えば、公益認定後に公益目的事業のために受けた寄附金や、収益事業から得られた収益の50%相当額がこれにあたります。
そして、公益社団・財団法人が公益認定の取消しとなったとき、この公益目的事業財産のうち、公益目的事業に消費されていない部分（公益目的事業財産の残額）を類似の事業を目的とする他の公益的団体、国・地方公共団体へ贈与することになりますが、これは公益のために集めた財産は、最後まで公益的に消費することが求められているからです。

2. 一方、公益社団・財団法人には、公益認定基準の中で、公益目的事業に係る収入が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけない（収支相償）となっているため、この基準を満たしていれば、基本的には公益目的事業財産の残額は生じないことになります。

したがって、公益社団・財団法人がこの収支相償の基準を遵守していれば、一般的に公益認定の取消しによって、法人の財産が没収されることにはなりません。

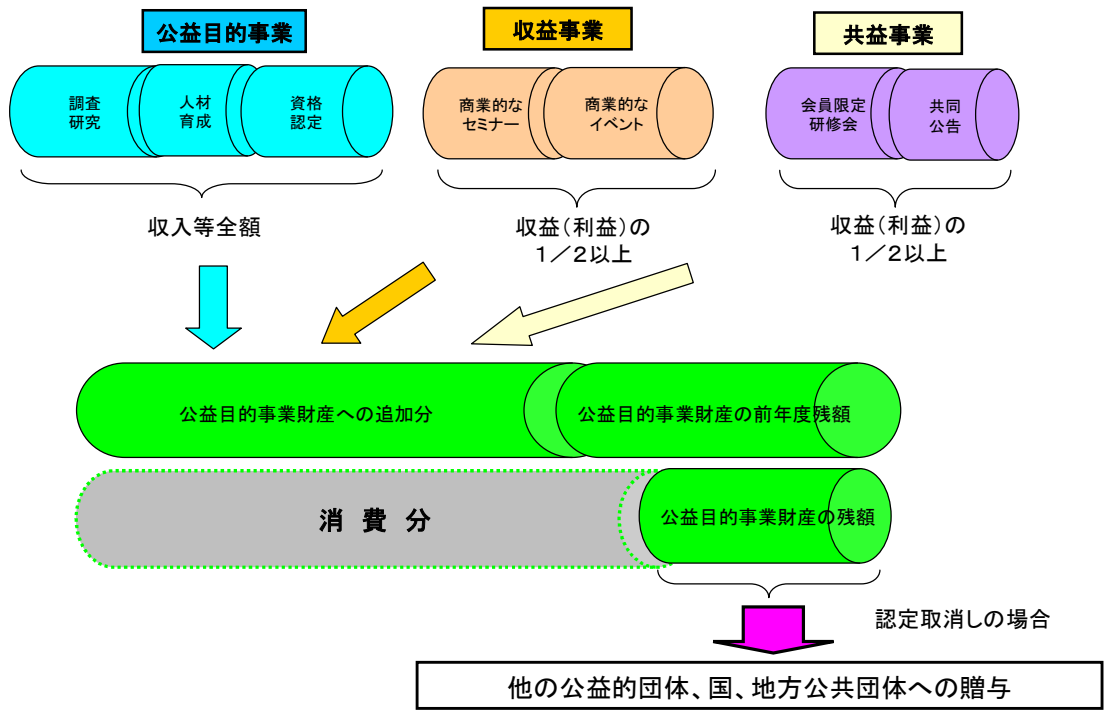
【公益目的事業財産の種類】

公益認定を受けた日以後の、 ①公益目的の寄附金、②公益目的の補助金、③公益目的事業の対価、④収益事業等から生じた収益の50%相当額、⑤公益社団法人の会費の50%相当額、⑥公益目的で保有する財産から生じる運用益等	公益目的事業に消費した部分
公益目的事業を実施するために不可欠な特定の財産 (例：美術品、歴史的文化的価値のあるもの)	左記のうち、 <u>公益認定を受ける前から保有していた財産</u>
公益認定前に取得した財産のうち、認定後に公益目的事業用として表示した財産等 (<u>法人が任意に定めたもの</u>)	

: 公益目的事業財産の残額

特定民法法人が公益社団・財団法人に移行する場合は、特例民法法人がこれまで保有又は使用していた公益目的事業のための財産も公益目的事業財産になります。

公益認定取消し時の取扱い(申請による取消しを含む。)

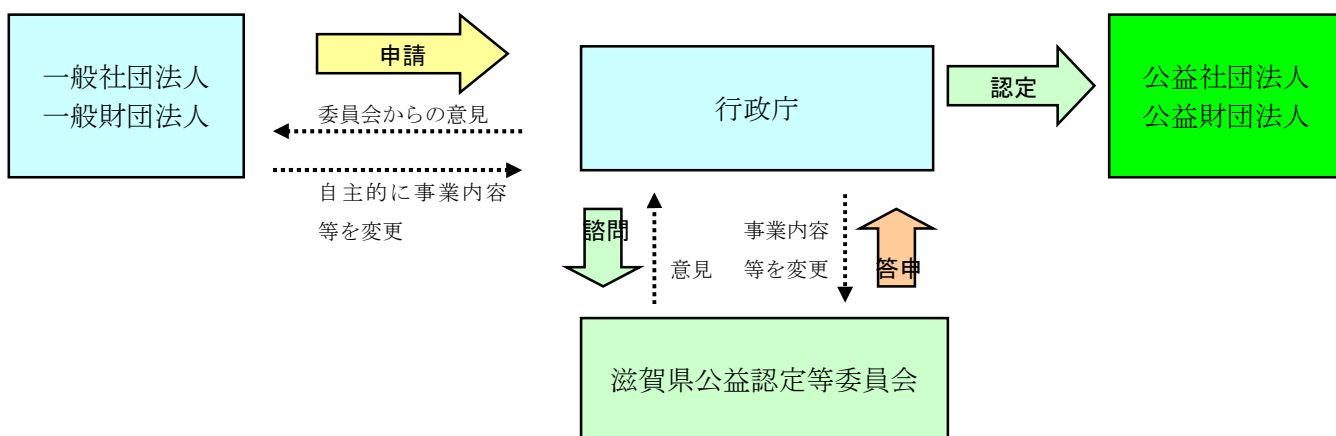


【質問③】

公益認定の審査は、ハードルが高かったり、長期間を要したりするのですか。また、少しでも不備があれば、いきなり不認定になってしまうのですか。

【回答③】

1. 滋賀県公益認定等委員会では、法人から提出された申請内容を審査し、少しでも不備があればいきなり不認定にするのではなく、審査の都度、公益認定基準を満たすためにはどのような工夫が必要かなど委員会からの意見をあらかじめ申請法人に伝えることで、暖かい審査に努めています。
そして、これまで申請のあった法人の多くが、委員会からの意見を踏まえて、自主的に事業内容等を変更したことで公益社団・財団法人に認定されています。
2. また、申請から処分までに要する期間ですが、滋賀県では、公益認定の審査等について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定しており、申請から4箇月を目途に処分することを標準としています。



【質問④】

事業規模が小さかったり、全県民を対象とするような事業にしないと公益認定が受けられないのですか。

【回答④】

1. 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの方が事業の恩恵を受けることができるのがよいというのは言うまでもありません。
2. しかし、申請法人の中には、事業実施のための収入が限られているため、全県に事業を拡大することが難しく、特定の地域等に限定された事業を行っている場合があります。
そのような場合であっても、特定の地域等の中で対象者を限定せず、公平性が確保されているものであれば公益目的事業として認められることもあります。
3. 滋賀県では、これまで市町区域よりも狭い地域の住民を対象に助成事業（応募型）を行っている法人や年間の事業費が30万円の法人について認定を行った事例があります。

【質問⑤】

公益社団・財団法人になると、行政庁からの監督を受け、法人の運営が厳しくチェックされるのですか。また、公益認定基準を満たさない年があると、いきなり取消処分になるのですか。

【回答⑤】

1. 公益法人制度改革により、監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたことから、行政庁及び滋賀県公益認定等委員会（滋賀県の監督機関）が公益社団・財団法人にして行う監督は、法人の運営をチェックするというよりは、認定基準が遵守されているか必要な指導を行うことが主な目的になります。
2. 行政庁及び滋賀県公益認定等委員会では、平成 22 年 8 月 30 日に「監督の基本的考え方」を策定し、公表していますが、その中で、公益社団・財団法人に対する監督は、次のような考え方で臨むことにしています。
 - (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
 - (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益社団・財団法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
 - (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益社団・財団法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
 - (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。
3. 認定の取消処分の中には、欠格事由に該当する場合（例：暴力団員等が事業活動を支配しているもの）のように必ず認定を取り消す場合もありますが、ほとんどの場合、仮に公益認定基準を満たすことができない年があっても、行政庁は、いきなり認定の取消処分をするのではなく、まずは、公益社団・財団法人が公益認定基準を満たすことができるよう改善指導を行うことになります。

そして、行政庁及び滋賀県公益認定等委員会では、上記 2 の「監督の基本的考え方」に基づき、公益社団・財団法人がどのようにすれば新制度に適切に対応できるのか支援する視点で監督を行っていくことにしており、公益社団・財団法人が公益認定基準を満たすことができない年があっても、いきなり認定の取消処分を受けることは、基本的にはありません。

【質問⑥】

申請書類が難しく、しかも作成する量が多いのではないですか。また、移行後、毎年、定期報告を作成するのが大変ではないですか。

【回答⑥】

1. 申請書類は一見すると複雑に見えるかも知れませんが、基本となる書類の数はそれほど多くなく、公益認定申請においては、「事業」、「収支予算」、「資産」に関する 3 種類になります。
2. 申請書類を作成するに当たっては、公益法人インフォメーション (<https://www.koeki-info.go.jp/>) において、「申請の手引き（公益認定編）」、「申請書類の記載例」が掲載されており、その中で申請書類の記載方法が様式ごとにわかりやすく解説されていますので、ご活用ください。

電子申請は、必要な箇所を記入すると自動計算しますので、申請に当たっては、これらのご利用をお奨めします。
3. また、電子申請を活用することで、移行後に提出が必要な定期報告に申請書類のデータ等を活用することができますので、作成に要する時間を短縮させることができます。

【申請書（様式）の入手方法】

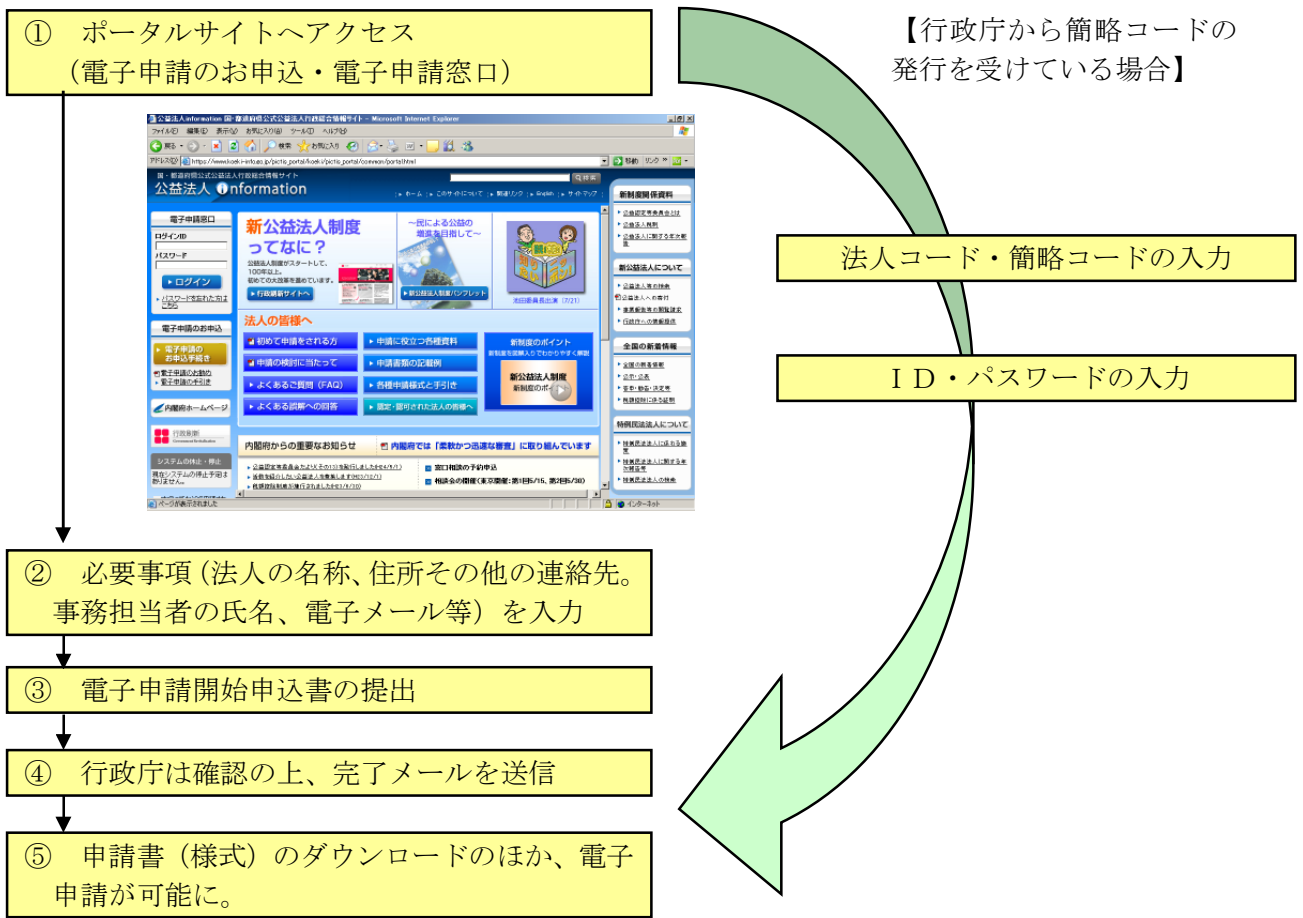
申請書（様式）を入手するには、①ポータルサイトでの入手、②行政庁の窓口での入手、③郵送による送付依頼の3とおりがあります。このうち、ポータルサイトで電子ファイルを手入手する方法の方が、入手自体、簡便な上、記載に際しても利便性に優れていますので、行政庁としては、①ポータルサイトでの入手をお奨めしています。

なお、申請先の行政庁については、56 頁を参照してください。

○ ポータルサイトでの入手

ポータルサイト「公益法人インフォメーション」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) にアクセスし、「電子申請窓口」の箇所、ログインID及びパスワードを入力してから、ログイン後、申請書（様式）を選択することにより、申請書（様式）をダウンロードすることができます。

電子申請では、画面上、次の順に進めていきます。



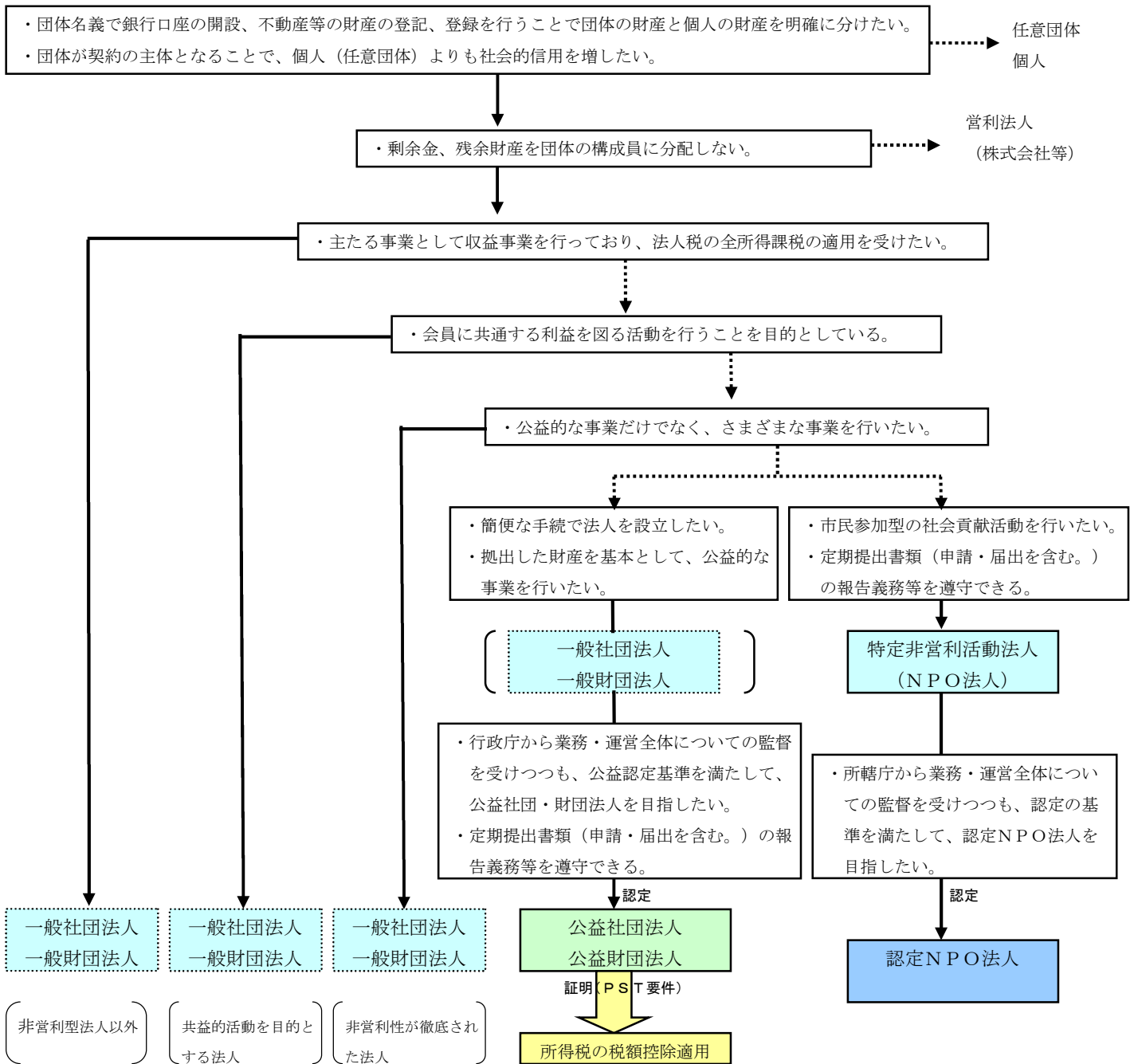
※ 申請書類等の記載に当たって分からないことがあれば、下記までお問い合わせください。
 滋賀県総務部総務課公益法人担当
 電話 077-528-3145 (直通)
 FAX 077-528-4812
 メール ba0007@pref.shiga.lg.jp

【参考資料】 民間非営利活動を行う団体が一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）を選択するに当たって参考となる事項

※ 下図はあくまでも参考として示したものであり、実際に一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）のいずれを選択するかについては、それぞれの制度の相違点等を踏まえ、当該団体の運営形態等にあつた方を選択するようにしてください。

（参考）一般社団・財団法人（公益社団・財団法人）とNPO法人（認定NPO法人）との比較（107頁から113頁まで）

Yes →
No→



（注）一般社団・財団法人の法人税法上の類型は106頁、一般社団法人と一般財団法人との違いは6頁参照

〈非営利型法人の要件〉

一般社団・財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの（それぞれの要件のすべてに該当する必要があります。）は、非営利型法人になります。

類型	要件
① 非営利性が徹底された法人	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為(上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
② 公益的活動を目的とする法人	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
	2 定款等に会費の定めがあること。
	3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
	5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
	6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

表1 一般社団法人（公益社団法人）及び一般財団法人（公益財団法人）とNPO法人（認定NPO法人）の主な比較

		一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	税額控除（所得税）の適用法人	NPO法人	認定NPO法人
設立及び公益性の判断の仕組み		○定款に係る公証人の認証等を経て、登記により設立	○公益認定等委員会からの答申を踏まえ、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定の基準に適合すると認めるときに認定 ※一般社団・財団法人であれば、その設立の時期にかかわらず、いつでも申請可 ・行政庁からの認定後、2週間以内に名称変更登記	○行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が、実績判定期間等において要件を満たすものを証明 ※設立以後1事業年度（1年未満も可）が経過していれば申請可 ・証明の有効期間は5年間 ※更新手続が必要	○所轄庁（都道府県知事又は指定都市長）は、原則書面審査により、認証基準に適合すると認めるときに認証 ・所轄庁からの認証後、2週間以内に設立登記	○所轄庁（都道府県知事又は指定都市長）が、実績判定期間等において要件を満たすものを認定 ※申請書を提出しようとする日を含む事業年度開始の日において、設立以後1年を超える期間が経過していれば申請可 ・認定の有効期間は5年間（仮認定は3年間） ※更新手続が必要（仮認定の更新は不可）
設立及び公益性の判断に係る主な基準	活動内容に関するもの	○適法であれば制限なし	○公益目的事業を行うことを主たる目的とすること。 ○事業費及び管理費の合計額のうち、公益目的事業に要する費用の占める割合が50%以上であること。 ○投機的な取引、高利の融資その他社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと。 ○公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えないと見込まれること。	○以下のパブリックサポートテストの要件のいずれかを満たしていること。 ・実績判定期間において、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上であること。 ・実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること。	○特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。 ○宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと。 ○特定の公職者・政党等の推薦、支持又は反対を目的としないこと。	○以下のパブリックサポートテストの要件のいずれかを満たしていること。（仮認定を除く。） ・実績判定期間において、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上であること。（小規模法人の特例あり） ・実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること。 ・事務所所在地の自治体の条例で個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別指定を受け、申請日の前日においてその効力が生じていること。 ○宗教活動及び政治活動は行っていないこと。 ○実績判定期間において、総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上であること。 ○実績判定期間において、受入寄附金総額に占める受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合が70%以上であること。
	営利性に関するもの	○社員、設立者に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは無効 ○社員総会、評議員会等において、社員、設立者に剰余金を分配する旨の決議は不可	○社員、評議員、理事、監事、使用人若しくはこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等に対して特別の利益を与えないこと。 ○株式会社その他の営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこと。 ○理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること。	—	○営利を目的としないものであること。（利益を社員で分配しないこと） ○役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。	○役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等に対して特別の利益を与えないこと。 ○営利を目的とした事業を行う者や宗教活動・政治活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行わないこと。
	運営組織に関するもの	（一般社団法人） ○2名以上の社員（設立時）を有するものであること。 ○理事1名以上 ただし、理事会を設置する場合は、理事3名以上、監事1名以上、代表理事を理事の中から選定 ○大規模法人（負債額が200億円以上）の場合は、監事及び会計監査人を置くこと。 （一般財団法人） ○設立者が300万円以上の財産を拠出すること。 ○評議員3名以上、評議員会、理事3名以上、理事会、監事1名以上、代表理事を理事の中から選定 ○大規模法人（負債額が200億円以上）の場合は、会計監査人を置くこと。	○一般社団法人の場合、理事3名以上、監事1名以上、理事会、代表理事を置くこと。 ○公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 ・公益目的事業を行うために必要な収入の見込みがあること。 ・理事、監事が財産の管理、運用について適切に関与する体制となっていること。 ・経理事務の精通者が情報開示に適正に関与していること。 ・公益目的事業を外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせて（いわゆる丸投げ）いないこと。 ○各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等が理事の総数の3分の1を超えていないこと。監事も同様 ○他の同一の団体の理事、使用人等で理事の3分の1を超える数を占めていないこと。監事も同様 ○政令の基準（負債額が50億円以上など）に達する場合は、会計監査人を置いていること。	—	○10名以上の社員を有するものであること。 ○理事3名以上、監事1名以上を置くこと。 ※定款に特定の理事が法人を代表する旨の定めを置いている場合は、当該代表権を有する理事のみを登記 ○役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。	○運営組織及び経理が適切であること。 ・役員総数のうち、役員及びその役員の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。 ・役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。 ・公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ・支出した金銭について使途が不明なものはなく、また帳簿に虚偽の記載はしていないこと。 ○情報公開を適切に行っていること。 ○事業報告書等を所轄庁に提出していること。 ○法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

	一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	税額控除（所得税）の適用法人	NPO法人		
					認定NPO法人	
設立及び公益性の判断に係る主な基準	社員資格に関するもの	—	○一般社団法人の場合、社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。 ○一般社団法人の場合、社員の議決権に関して不当に差別的な取扱いをしないこと。 ○一般社団法人の場合、社員が法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて議決権について異なる取扱いをしないこと。	—	○社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。 ○各社員の表決権が平等であること。	
	収益事業等に関するもの	—	○収益事業等を行うことによって、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 ○収益事業等の収益のうち50%相当額以上は、公益目的事業に使用すること。	—	○その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うこと。 ○その他の事業で収益を生じたときは、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用すること。 ○実績判定期間において、共益的な活動の占める割合は、法人の事業活動全体の50%未満であること。	
	保有財産に関するもの	○一般財団法人において、2期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散	○遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えていないこと。 ○他の団体の意思決定に関与することができる株式等を過半数保有しないこと。 ○公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めていること。 ○公益認定取消し等に伴う公益目的取得財産残額の贈与先は、国・地方公共団体又は類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等のうちから選定	—	—	—
	残余財産の帰属に関するもの	○社員、設立者に残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは無効	○残余財産の帰属先は、国・地方公共団体又は類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等のうちから選定	—	○残余財産の帰属先は、他のNPO法人、国・地方公共団体、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうちから選定	—
	欠格事由	※役員欠格事由あり	○公益認定を取り消された日から5年を経過しているものであること。 ○定款・事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反するものでないこと。 ○事業を行うにあたり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けられるものであること。 ○国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しているものであること。 ○暴力団員等が事業活動を支配するものでないこと。 ※その他に役員欠格事由あり	—	○設立の手続き、申請書及び定款の内容が法令の規定に適合しているものであること。 ○暴力団、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体でないこと。 ※その他に役員欠格事由あり	○認定又は仮認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しているものであること。 ○定款又は事業計画書の内容が法令等に違反していないこと。 ○国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しているものであること。 ○国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しているものであること。 ○暴力団、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人でないこと。 ※その他に役員欠格事由あり

		一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	税額控除（所得税）の適用法人	NPO法人	認定NPO法人
情報公開	対象となる書類	<p>(一般社団法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款／社員名簿／事業報告／貸借対照表／正味財産増減計算書／附属明細書／監査報告（監事を設置する場合）／会計監査報告（会計監査人を設置する場合） <p>(一般財団法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款／事業報告／貸借対照表／正味財産増減計算書／附属明細書／監査報告（監事を設置する場合）／会計監査報告（会計監査人を設置する場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・社員名簿 ・事業計画書等（事業計画書／収支予算書／資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類） ・事業報告等（事業報告／貸借対照表／正味財産増減計算書／附属明細書／監査報告／財産目録／運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類） ・役員等名簿 ・役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類 <p>※会計監査人の設置が義務づけられている法人は、キャッシュフロー計算書等の作成が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員給与支給規程 ・役員、役員と親族関係を有する者、役員と特殊の関係にある者からの1事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日 ・他の法人へ支出した寄附金の額、相手先、支出年月日 <p>※該当項目がなく、書類を作成していないときは、閲覧不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等（事業報告書／活動計算書／貸借対照表／財産目録／年間役員名簿（報酬の有無を含む。）／社員のうち10人以上の者の名簿） ・役員名簿 ・定款等（定款／認証及び登記に関する書類の写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等、役員名簿及び定款等／各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類／寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類／役員報酬又は職員給与の支給に関する規程／収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類／助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し／海外への送金又は金銭の持出し（その金額が20万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写し
	公開方法	<p>(一般社団法人)</p> <p>○社員及び債権者は、法人の事務所で閲覧可能 ただし、社員名簿は社員のみ閲覧可能 ※貸借対照表（大規模一般社団法人の場合は、貸借対照表及び正味財産増減計算書）の公告義務あり</p> <p>(一般財団法人)</p> <p>○評議員及び債権者は、法人の事務所で閲覧可能 ※貸借対照表（大規模一般財団法人の場合は、貸借対照表及び正味財産増減計算書）の公告義務あり</p>	<p>○何人も行政庁と法人の事務所（正当な理由がある場合を除く。）の双方で閲覧可能 ※役員等名簿、社員名簿上の個人の住所は閲覧から除外</p>	<p>○何人も法人の事務所で閲覧可能</p>	<p>○何人も所轄庁において閲覧可能 ※法人の社員及び利害関係人の場合は、法人の事務所でも閲覧可能</p>	<p>○何人も所轄庁及び法人の事務所（正当な理由がある場合を除く。）の双方で閲覧可能</p>
	報告義務	—	<p>○毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画書等を行政庁に提出</p> <p>○毎事業年度終了後3箇月以内に、社員名簿、事業報告等、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類を行政庁に提出</p> <p>○定款変更があった場合は、行政庁に届出</p> <p>※公益目的事業の種類等を変更する場合は、行政庁の認定が必要</p> <p>○役員の変更等があった場合は、行政庁に届出</p>	—	<p>○毎事業年度終了後3箇月以内に、事業報告書等を所轄庁に提出</p> <p>○定款変更があった場合は、所轄庁に届出</p> <p>※特定非営利活動の種類等を変更する場合は、所轄庁の認証が必要</p> <p>○役員の変更等があった場合は、所轄庁に届出</p>	<p>○毎事業年度終了後3箇月以内に事業報告書等、役員報酬規程等を所轄庁に提出</p> <p>※助成金の支給を行った場合は支給後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合（20万円以下の場合を除く。）は送金又は持出し前に書類を提出</p>
	監督等	○業務・運営全体についての一律的監督なし	<p>○公益認定等委員会は、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、報告徴収、立入検査を実施</p> <p>○行政庁は、公益社団・財団法人が認定基準を遵守しているか必要な指導を行い、問題がある場合は、勧告、命令、認定取消しを行うことができる。</p>	—	<p>○所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取消すことができる。</p> <p>※所轄庁は、NPO法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出しないときは、設立認証を取消すことができる。</p>	<p>○所轄庁は、法令等違反やその運営に著しく適正を欠いている等一定の場合に、認定NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、認定を取消すことができる。</p> <p>○所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動法人に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対して、その他の事業の停止を命ずることができる。</p> <p>※所轄庁は、認定NPO法人が認定の基準に適合しなくなったとき又は事業報告書等を提出しないときは、認定を取消すことができる。</p>

表2 滋賀県における一般社団法人（公益社団法人）及び一般財団法人（公益財団法人）とNPO法人（認定NPO法人）の主な課税の取扱いについて

I 寄附税制（寄附を行った者に係る税制）

		一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	税額控除（所得税）の適用法人	NPO法人	認定NPO法人
国税	法人税	—	特定公益増進法人に該当 ○一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定NPO法人等に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能 なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能（77頁参照）	—	—	○一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能 なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能（77頁参照）
	所得税	—	特定公益増進法人に該当 ○（寄附額－2,000円）を所得控除 ※ 所得金額の40%相当額を限度	左の欄の所得控除の代わりに ○（寄附額－2,000円）×40%の税額控除が選択可能 ※ 所得税額の25%が限度額 ※ 控除対象となる寄附額は所得金額の40%相当額が限度	—	○（寄附額－2,000円）を所得控除 ※ 所得金額の40%相当額を限度 又は ○（寄附額－2,000円）×40%の税額控除 ※ 所得税額の25%相当額が限度額 ※ 控除対象となる寄附額は所得金額の40%相当額が限度 のいずれかを選択適用
		個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の対象 （非営利性が徹底された法人に限る。）	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の対象	—	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の対象	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の対象
	相続税	—	個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税の対象	—	—	個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税の対象 （仮認定は適用外）
地方税	事業税（所得割）	—	※課税標準が法人税の所得の計算の例によって算定した所得であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって所得が減少した場合、事業税所得割額も減少する。	—	—	※課税標準が法人税の所得の計算の例によって算定した所得であるため、認定NPO法人等に対する寄附金の損金算入によって所得が減少した場合、事業税所得割額も減少する。
	法人住民税（法人税割）	—	※課税標準が法人税額であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって法人税額が減少した場合、法人税割額も減少する。	—	—	※課税標準が法人税額であるため、認定NPO法人等に対する寄附金の損金算入によって法人税額が減少した場合、法人税割額も減少する。
	個人住民税（所得割）	—	○次の金額を寄附をした個人の個人住民税所得割の額から控除（税額控除） ・県の条例で指定した寄附金（県内に事務所等を有する法人（ただし、県外に主たる事務所を有し、県内に事務所等を有する法人は、届出要））…（寄附額－2,000円）×4% ・市町が条例で指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×6% ※県及び市町が重複して指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×10% ※控除対象となる寄附額は、所得金額の30%相当額が限度	—	○自治体が条例において、対象法人名等を個別に指定することにより、次の金額を寄附をした個人の個人住民税所得割の額から控除（税額控除） ・県の条例で指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×4% [現在未制定] ・市町が条例で指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×6% ※県及び市町が重複して指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×10% ※控除対象となる寄附額は、所得金額の30%相当額が限度	○次の金額を寄附をした個人の個人住民税所得割の額から控除（税額控除） ・県の条例で指定した寄附金（県内に事務所等を有する法人（ただし、県外に主たる事務所を有し、県内に事務所等を有する法人は、届出要））…（寄附額－2,000円）×4% ・市町が条例で指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×6% ※県及び市町が重複して指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×10% ※控除対象となる寄附額は、所得金額の30%相当額が限度

※ 市町税の取扱いについては、事務所等を有する市町の税務担当課にお問い合わせください。

II 法人自らに係る税制

		一般社団法人 一般財団法人 (非営利型法人)	公益社団法人 公益財団法人	NPO法人	認定NPO法人	
国税	法人税	課税対象	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税 ※ 認定法上の公益目的事業は、収益事業から除外し、非課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税
		みなし寄附	—	○収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入	—	○収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入（仮認定は適用外）
		損金算入限度額	—	所得金額の50%相当額 ※ 所得金額の100%まで損金算入が可能	—	所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額
		税率	25.5% (年800万円以下の所得については15%)	25.5% (年800万円以下の所得については15%)	25.5% (年800万円以下の所得については15%)	25.5% (年800万円以下の所得については15%)
	所得税	利子・配当等に係る源泉所得税	課税	非課税	課税	課税
		税率	利子等…15% 配当等…20%	—	利子等…15% 配当等…20%	利子等…15% 配当等…20%
	登録免許税	法人登記に係る登録免許税	課税	非課税	非課税	非課税
		税率	○主たる事務所の所在地においてする ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地においてする ・設立登記は9千円	—	—	—
	印紙税	定款、金銭又は有価証券の受取書	非課税	非課税	非課税	非課税
	消費税	納税義務者等	○基準期間（原則：前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税事業者となる。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、特定期間（原則：前事業年度開始の日以後6月の期間）における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者となる場合がある。	○基準期間（原則：前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税事業者となる。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、特定期間（原則：前事業年度開始の日以後6月の期間）における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者となる場合がある。	○基準期間（原則：前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税事業者となる。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、特定期間（原則：前事業年度開始の日以後6月の期間）における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者となる場合がある。	○基準期間（原則：前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税事業者となる。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、特定期間（原則：前事業年度開始の日以後6月の期間）における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者となる場合がある。

		一般社団法人 一般財団法人 (非営利型法人)	公益社団法人 公益財団法人	NPO法人	認定NPO法人	
地方税	法人住民税 (均等割)	納税義務者等	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業を行う場合は課税 ・収益事業を行わない場合は、減免申請により知事が認めるものについては減免可 	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館設置法人、学術研究法人 ・収益事業を行わない場合は非課税 ・収益事業を行う場合は課税 ○その他の法人 ・収益事業を行わない場合は、減免申請により知事が認めるものについては減免可 ・収益事業を行う場合は課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業を行わない場合は、減免申請により減免可 ・収益事業を行う場合は課税（法人の設立から3年以内で、収益事業の所得が無い場合は、減免申請により減免可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業を行わない場合は、減免申請により減免可 ・収益事業を行う場合は課税（法人の設立から3年以内で、収益事業の所得が無い場合は、減免申請により減免可）
		税率	最低税率 (22,200円)	最低税率 (22,200円)	最低税率 (22,200円)	最低税率 (22,200円)
	法人住民税 (法人税割)	課税対象	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税、認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)
		税率	5%	5%	5%	5%
	法人住民税 (利子割)	課税標準	○利子等の額	○非課税	○利子等の額	○利子等の額
		税率	5%	—	5%	5%
	事業税（所得割）	課税対象	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税 ※ 認定法上の公益目的事業は、収益事業から除外し、非課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税
		税率	○所得年400万円以下の場合2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合4% ○所得年800万円超の場合5.3%	○所得年400万円以下の場合2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合4% ○所得年800万円超の場合5.3%	○所得年400万円以下の場合2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合4% ○所得年800万円超の場合5.3%	○所得年400万円以下の場合2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合4% ○所得年800万円超の場合5.3%
	地方消費税	課税標準	○消費税額	○消費税額	○消費税額	○消費税額
		税率	25%（消費税率換算1%）	25%（消費税率換算1%）	25%（消費税率換算1%）	25%（消費税率換算1%）
	不動産取得税	非課税の範囲等	○医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産につき非課税	○幼稚園において直接保育の用に供する不動産、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産、図書館、博物館において直接その用に供する不動産、一定の社会福祉事業の用に供する不動産、学術研究法人が直接その研究の用に供する不動産、等につき非課税	※ 特定非営利活動の用に供する不動産を、法人の設立登記をした日から3年以内に無償で取得した場合は減免可	※ 特定非営利活動の用に供する不動産を、法人の設立登記をした日から3年以内に無償で取得した場合は減免可
		税率（本則）	4%	4%	4%	4%
	自動車取得税	非課税の範囲等	—	—	※ 法人の設立登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車で、もっぱら当該法人の特定非営利活動の用に供する場合は減免可	※ 法人の設立登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車で、もっぱら当該法人の特定非営利活動の用に供する場合は減免可
		税率	自家用自動車 5% 営業用自動車・軽自動車 3% ※ 低公害車は特例あり	自家用自動車 5% 営業用自動車・軽自動車 3% ※ 低公害車は特例あり	自家用自動車 5% 営業用自動車・軽自動車 3% ※ 低公害車は特例あり	自家用自動車 5% 営業用自動車・軽自動車 3% ※ 低公害車は特例あり

			一般社団法人 一般財団法人 (非営利型法人)	公益社団法人 公益財団法人	NPO法人	認定NPO法人	
地方税	市町税	法人住民税 (均等割)	納税義務者等	・課税（自治体により減免可）	○博物館設置法人、学術研究法人 ・収益事業を行わない場合は非課税 ・収益事業を行う場合は課税 ○その他の法人 課税（自治体により減免可）	・課税（自治体により減免可）	・課税（自治体により減免可）
		標準税率	最低税率 (50,000円)	最低税率 (50,000円)	最低税率 (50,000円)	最低税率 (50,000円)	
	法人住民税 (法人税割)	課税対象	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税、認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	
		標準税率	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	
	固定資産税	非課税の範囲等	○医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産につき非課税	○幼稚園において直接保育の用に供する固定資産、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産、図書館、博物館において直接その用に供する固定資産、一定の社会福祉事業の用に供する固定資産、学術研究法人が直接その研究の用に供する固定資産、等につき非課税	課税	課税	
		標準税率	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
	都市計画税	非課税の範囲等	○医療関係者の養成所において直接教育の用に供する土地及び家屋につき非課税	○幼稚園において直接保育の用に供する土地及び家屋、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する土地及び家屋、図書館、博物館において直接その用に供する土地及び家屋、一定の社会福祉事業の用に供する土地及び家屋、学術研究法人が直接その研究の用に供する土地及び家屋、等につき非課税	課税	課税	
		税率（条例で定める）	0.3%以下	0.3%以下	0.3%以下	0.3%以下	

※ 市町税の取扱いについては、事務所等を有する市町等の税務担当課にお問い合わせください。